

Research Paper Series
No. 166

非登録徒弟

近世イギリス地方都市グロスタの事例

米山 秀

2016 年 6 月¹

¹ 本稿は、米山秀「非登録徒弟と工業化 産業革命以前のグロスタ市の事例」『比較都市史研究』第 35 巻第 2 号、9－36 頁、2016 年 11 月と重複する部分が多いため非公開としてきた。しかし、本稿だけでしか扱っていない史実を引用する必要があるため、2021 年 11 月に公開することとした。

非登録徒弟²

近世イギリス地方都市グロスタの事例

米山 秀

I はじめに

本稿は、もっぱら「非登録徒弟」という非合法の徒弟の存在が近世イギリスでいかなる意味を持ったのかを扱うものである。「非登録徒弟」というのは聞きなれない名前であり、イギリスでもごく最近まではあまり注目されることはなかったといえる³。もっとも、わが国では近世イギリスの徒弟制自体近年ではあま一般に取り上げられることも少なくなっていた⁴。この点はイギリスではやや事

² 本稿は、次の3回の口頭報告を基にするものである

① 「徒弟制と市民権の変質、近世イングランド西部の都市の事例」『比較都市史研究会』（2013年10月13日、於：早稲田大学）

② Apprenticeship and freedom in early-modern English provincial towns: A Japanese perspective, *XVIIth World Economic History Congress WEHC 2015 session S10128, "Institutions of Exclusion? Guilds, Citizenship and Inequality in Early Modern Europe – and Asia"* (2015年8月7日、於：京都国際会議場)

③ Formal and informal in Apprenticeship, With particular reference to Gloucester: A small provincial town, *Peter Clark's seminar on Apprenticeship and the Integration of Migrants in the City* (2015年11月7日、於：首都大学東京)

以上の機会に、ピータ・クラーク、パトリック・ワリス両先生をはじめご参加の諸先生からご教示を賜った。また、科学研究費補助金・基盤研究c研究課題番号：26380432「近世イギリスにおける徒弟の世帯からの分離・地方都市の政治的変化との関連で」平成27年度首都大学東京傾斜的配分研究費「近世都市の手工業と徒弟制」日本学術振興会平成27年度後期外国人招聘受け入れ(課題：西欧と日本の近世都市の比較)の成果の一部である。以上、記して感謝の意を表する次第である。

³ そのため、スミス以来の営業独占の議論でも「非登録徒弟」の存在を無視した不正確な議論が伝統的に広く行われている。その背景には制度に関する誤解もあるが、「非登録徒弟」を直接反映する史料があり得ないことにもよると思われる。

⁴ 近年ではむしろ個別都市の総合的な研究の中で、徒弟制が専門的な形で取り上げられている。管見の範囲では、主なものだけでも、ロンドンや各地方都市に関して、坂巻[1987];中野[2004]、また安元[1982];中野[1995];唐澤[1998];川名[2010];小西[2015]などがある。いず

情が異なり、徒弟制は 1990 年代以降大きな論争の対象となってきた⁵。とくにエプスタインは徒弟制がギルドの競争制限の手段であったとするアダム・スミス以来の徒弟やギルド観⁶を逆転させ、ギルドによる徒弟親方契約の強制こそ、親方と徒弟の恣意性を排除し長期的に訓練と労働の交換を可能にさせた⁷と主張した。これに対して、オーグルヴィはギルドの主眼はやはり競争の排除にあったと批判したが、ハンフリーズは、徒弟契約の履行は必ずしもギルドを必用としないとする一方で、「徒弟制がもたらしたもっとも重要な帰結は、工業化の妨害ではなく促進であった」⁸と徒弟制の工業化にとっての有効性を強調した。

こうした活発な論争には、様々な背景があった。すでに別の機会にも指摘したことがあるが⁹、1980 年代に遡る二つの大きな研究潮流があった。一つには産業革命が文字通りの革命的なものではなく、実際にはそれに先立つ近世に始まっていた工業化の延長に過ぎないとするクラフトやリグリに代表される研究潮流があった¹⁰。もう一つはスネールやウォーカによって産業革命期までギルドの活動は衰えなかったとする潮流である¹¹。この二つの潮流が出会うとき、ギルドが工業化にとってどういう意味を持ったのかが問われることになったのも当然であった。

しかし実際にはもう少し経済史の外部からの影響もこの論争にはあった。まず、90 年代から新制度学派経済学の興隆の影響で、契約や組織の経済に与える影響が再認識されたこともあったであろう。さらに、ほぼ同時期のイギリスにおいて、労働党が政府主導の新しい徒弟制による雇用創出政策をとったことが、この論争に現実的な意味を 00 年代に入ると与えることになった¹²。しかしそのことはまた逆に政権が交代するところから議論の向きを変えていくことにもなった。ちょうど 08 年にエプスタインが急逝したことがこれに重なった。

特に、LSE におけるエプスタインの後任ともいえるべきワリスは、2010 年代に入り、制度と実体の乖離を強調し徒弟制という制度は従来理解されてきたよりはるかに流動的(fluid)なものであると強調するにいたった¹³。例えば、イギリ

れにせよ、イギリスのような論争の対象になることはもとより、一般的な関心を引くこともあまりなかったといえよう。

⁵ Yoneyama[2010]; 唐澤[2010].

⁶ Smith[1776]p.119 : 杉山(訳)210 頁。

⁷ Epstein[1998]pp.687-8.

⁸ Oglivie[2004]pp.302-14.

⁹ 米山[2014b]32 頁。

¹⁰ Craft[1985] pp. 57-8, 61;Wrigley [1988]pp.11-17 :近藤 (訳) 29-36 頁。

¹¹ Snell[1985]; Walker[1985]

¹² Wallis and Minns[2012]Apprenticeship in early modern London ,
<https://vimeo.com/36008519>

¹³ Minns and Wallis[2011]pp.556,574. Minns and Wallis[2009] Rules and Reality: Quantifying the Practice of Apprenticeship in Early Modern Europe',LSE Economic

スでは大陸とは異なり 7 年契約というスミスが嘆いた長年季の徒弟制度がある。しかし実際には、徒弟年季の最後のほうは事実上大陸のジャーニーマン制度とかわらなかったというのである。そもそも近世の徒弟制は近代の大企業の徒弟制とは異なり、徒弟はいつでも親方のもとを去る可能性があり、そのためいわゆる教科書的な訓練期間ののち労働期間に進むのではなく訓練と労働は並行して行われていたというのである。そこで親方も徒弟の途中流失を引き留めることもなく、都市はいわばトレーニング・センタのように、技術を全国に拡散することになったとするのである¹⁴。

今、日本との比較でイギリスを見ると、このワリス説のほうがエプスタイン説より説得的なように思われる。特にエプスタインの議論は、イギリス史と日本史との混同が前提になっているように思われるからである¹⁵。エプスタインの管理された徒弟制度による技術訓練という主張は日本史が一つの範型であったと思われる。しかし日本でそれが可能であったのは、例えば 19 世紀の工業化過程で、同業者組合の独占的位置があったからであろう¹⁶。確かに、18 世紀イギリスでギルドが残存したのみならず、たとえ一部の都市でもギルドが興隆していたという事実からエプスタインが同業者組合による工業化という日本史の一駒を想起したとしても不思議はない。しかし、すでに別の機会に指摘したことであるが、ギルドのメンバが増加していたとウォーカが強調するエクセタにおいても、ギルドの独占率は減少していたのである¹⁷。こうした状況では、ギルドを通じて徒弟制を強制するということは困難であろう。

したがって、エプスタイン説に対するワリスの批判、イギリス徒弟制は実際には制度とは異なる流動性を持っていたという批判を支持できる。しかし、そのことは彼が挙げる流動性の内容のすべてが首肯できることを意味するものではない。その一つが、本稿で取り上げる「非登録徒弟」に関する部分である。ワリスはロンドンが最大のトレーニング・センタとして機能していた一つの基礎として「非登録徒弟」を位置づける。トレーニングを受けるため、徒弟の親が親方に対してプレミアムとよばれる高額の入門料を支払うことがロンドンなどでは一般的であり、しかも多くの徒弟親方契約は途中で円満に解除されるこ

History Department Working Papers,118/09. 制度と実体の乖離の議論自体は 2009 年の時点でも見られたものである。Minns and Wallis [2009]

¹⁴ Minns and Wallis[2011]p.570.

¹⁵ 彼の日本史への思い入れは周りの人々の記憶に残っているようで、時に言及するのを耳にすることがある。

¹⁶ この点については一定の共通認識があるように思える。宮本[1977].259-62 頁；藤田[1981]。

¹⁷ Yoneyama[2015]さしあたり、米山[2014b]ここで独占率というのは、同一職業における、正市民のうちのギルド・メンバの割合を指す。後述するように、ロンドンでは、ギルド・メンバと正市民の関係が逆なのでこうした議論はあり得ないであろう。Sweet[1999]p.37.

とが、トレーニング・センタ機能の維持のためには必要であった。この契約解除過程が順調に進行する背景をロンドンの市長裁判記録で跡付けた結果、契約自体が登録されていなかったという不備があったつまり「非登録徒弟」であったという理由が徒弟からも親方側からも円満に受け入れられる解消理由であったというのである。つまり登録か非登録かという実態とは無関係な、一種の法的な擬制的存在であったというのである¹⁸。「非徒弟登録」は徒弟登録制度からの乖離例ではあるが、あくまでこうしたロンドンの特殊な状況が生み出したロンドンに固有な (distinctive) ものであるというのである¹⁹。したがって、「非登録徒弟」は地方都市ではあまり見られないのではないかという主張を彼の説は含むことになった。

確かに、地方都市における「非登録徒弟」の例はあまり知られていない。とはいえ、クラークやペリングによって、その存在は示唆されている。クラークは貧困層に関して、ペリングは理髪師に関して、「非登録徒弟」に言及している²⁰。しかし、これらはいわば特殊な職種に関する例外的存在ともいえよう。実際これまで、「非登録徒弟」は存在しないことを前提に議論が行われてきているといえる²¹。

たとえば、2000年代末にワリスが、エプスタイン論争の中で初めてイギリス徒弟制の流動性に言及した際に、筆者はサウサンプトン市における「非登録徒弟」の存在を想起した²²。その際ワリスが挙げる流動性の例は、のちに早期流出論になっていく例もあったが、徒弟がすべて市民にならないといったいわばかつてのベン・エーモス説の焼き直しのような例もあった²³。ワリスはその根拠として市民/徒弟比率を上げているが、もし「非登録徒弟」の存在を考慮すればこの数値はすべて修正ないし留保が必要なものであった²⁴。しかしながら、以下で示すように、地方都市の「非登録徒弟」は市内の都市制度の中で決して例外的

¹⁸ Wallis[2012]p.803.ロンドンに関しては古くから指摘されていることであるが、最近ではブルックスが指摘されているように、17世紀のロンドンには人口増と自然増の相違からかなりの数の流入民があったと考えられており、その一部は、正規の手続きを経ない徒弟であったと考えられている。しかし、残念ながらロンドンでは徒弟の登録史料が失われており、その比率を見ることはできないようである Brooks[1994]p.63:川島(訳)80-1 頁。

Wallis[2012]p.803.

¹⁹ Wallis[2012]pp.815-6.

²⁰ Clark[1979a]p.61-62;Pelling[1998]p.215。ヨークのマーチャント・テイラについて「非登録徒弟」と類似の存在については Smith[2006]pp.80,83 参照。(Sweet 教授のご教示による)。ただし、その解釈の批判については Yoneyama[2015]pp.15-16。

²¹ 我が国では非登録への言及例はほとんどなかったと思われる。唯一の例外として、唐澤[1998]116 頁が問題自体を明確に指摘するとともに、留保つきながら大きな具体的な問題にはならないと想定し、それ以上議論を展開していないという例が挙げられる。

²² Yoneyama[2010].-

²³ Ben-Amos[1991].

²⁴ Wallis[2008]p.839.

な存在ではなかったのである。

もとより地方都市自体の比重の問題はある。近世イギリスにおけるロンドンの例外的な大きさはイギリスの特徴であるが、約半分は地方都市でもある²⁵。しかも、日本との比較でみると、地方都市の「非登録徒弟」の問題は固有の重要性がある。というのは、ロンドンの「非登録徒弟」が徒弟の都市からの流失のわる流動性を示すのに対して、地方都市の「非登録徒弟」は都市への流入にかかわる流動性を示すことによる。この「非登録徒弟」による都市への流入こそ近世イギリスの比較史的特徴である都市化や工業化を支えるルートであり、日本などには見られないものと考えられることは以下で見るとおりである。

もちろんイギリスの「非登録徒弟」の問題のすべてをここで扱うことはできない。ここでは、イギリス西部の地方都市グロスタを対象を限定して、「非登録徒弟」の比率とその増減、その背景となった政治的・経済的要因のうちのいくつかをみることに焦点を絞ることにしたい。

グロスタを対象とするのは、徒弟制(apprenticeship)と正市民制(freedom)の史料が残されているためである。こうした条件を満たす例は、近隣ではブリストルやサウサンプトンなどあるが、大都市でもエクセタやソールズベリには都市全体の徒弟史料は残存していない。しかも、グロスタにはクラークらによって徒弟制を取り巻く多くの研究がなされており²⁶、それらを利用することも可能である。クラークは特に政治的な要素から、徒弟制の変質を扱っているが、徒弟制とは必ずしも関係付けているとは言えないが、経済的人口学的な要因の変化にも多くの研究を残している。とはいえ、それらの研究は、基本的に 80 年代初頭までのものであり、上記のような 80 年代中葉以降の経済史の潮流の変化のほか、80 年代以降のいわゆる社会史や家族史の成果で補正する必要はある。

II 地方都市の非登録徒弟

(1) 徒弟登録制度

① 導入

「非登録徒弟」が存在するのは、強制的な徒弟登録制度が存在するからである。その意味では、16 世紀半ば 1563 年に徒弟法が制定されるまで、ここで扱うような「非登録徒弟」は存在しなかったともいえる。

²⁵ Corfield [1982] p. 8: 坂巻・松塚(共訳)13 頁によれば、18 世紀半ばでも都市人口の約半分は地方都市住民である。また 17 世紀まではロンドンの成長率が際立っているが、1700 年ころからは地方都市も大陸を商工業で凌駕するようになることが、ロンドンを重視する研究者からも指摘されている。Wrigley[2014] pp.86-8.

²⁶ 市制に関しては、鶴川[1991]など、一連の研究がある。

「官僚制を有しない中央集権制」²⁷であるテューダ朝は、その意図する政策の実施がしばしば行き詰っていた。とくに、徒弟法の小都市での実施が困難を極めたことは、ダンロップ以来の通説であった。徒弟法の意図は、個々の都市で「自発的におこなわれていた徒弟制」を「ロンドンの慣習を全国に適用することによって全国的な制度にすることであった」²⁸。そのロンドンの慣習の一つが徒弟登録制度で、ロンドンにおいては古くからギルドやカンパニによって徒弟契約は管理されてきていた²⁹。もちろんグロスタなどの地方都市においても、中世までは、ギルドがその業種の徒弟制を管理していた。しかし、地方の中小都市では 1548 年の修道院解散によってギルドは大きな打撃を受け、徒弟管理はできなくなっていた³⁰。にもかかわらず、徒弟法はギルドに代わるいかなる代替組織も設けず、単にロンドンの慣習を全国に強制しただけであった。そのためその執行は結果的に民間の密告屋（common informers）の手に委ねられることになり³¹、多くの弊害が指摘されるにいたった。有名なものでは、1606 年に枢密院に寄せられた次のような請願がある「徒弟契約が＜登録されないため＞徒弟に義務を強制できないことを親方はよくわかっていたので、親方も仕事のすべては教えていない」さらに「十全に義務を果たした徒弟であっても、徒弟奉公をした場所でその証明ができないため、しばしば密告屋に悩まされることになっている」³²といった具合であった。

しかしこうした状況の中で、グロスタ市では 16 世紀後半から次第に市政府の市会(common council)がギルドに介入を始めていた³³。

²⁷ いうまでもなくウェーバの指摘に基づくものであるが、事実在即して言えば「有給の」を官僚の前に補う方がよいかもしれない。

²⁸ Dunlop and Denman [1912] p.60.

²⁹ Dunlop and Denman [1912]p.162.ロンドンの特殊性は、まずギルドに登録し、そのうえで正市民になることである。Sweet[1999]p.37.

³⁰ Clark[1985a]p.80 ; Harding[2000]pp.263-266.

³¹ 毛織物規制法の実施に関するものであるが、法の実施と密告屋に関しては米山[1981]参照。

³² Dunlop and Denman[1912]p.74.<>カッコ内は米山の補足。以下同様。

³³ Clark,[1985a]p.80 ; Clark[1985b]p.321.市制とその訳語について、鶴川[1991]による。

② 実施

かくしてついに 1595 年には、市政府の主導による親方徒弟契約の登録がはじめられた。そこにいたる具体的な経緯は不明である。しかし、市が何らかの主導権を取ったことは確かであろうといわれている。というのは、徒弟制は「ギルドや営業への入り口」であるだけでなく「市政府への入り口」でもあったからであるというのである³⁴。市政府を構成する市参事会員（aldermen）や市会員（common councilors）はすべて正市民（freemen）であり、正市民の互選によって選出された。しかも、この正市民権の獲得方式は 4 つあったが、徒弟制によるものがこの当時グロスタでは最も一般的であった³⁵。つまり徒弟制というのは、市政府にとって単なる経済政策対象の一つではなく、自らの存立基盤に直接かかわる問題でもあったことになる³⁶。

具体的に、徒弟制によって正市民権を得る方法というのは、正市民と親方徒弟契約を結び、少なくとも 7 年間徒弟奉公をすることであった³⁷。つまり正市民である市会員にとって、自己の既得権を守るためには、親方徒弟契約を市に登録させて、契約内容が順守されることが切実な問題であった。

しかし、徒弟登録制度が始まって間もなく、市会は「偽日付(antedating)」と呼ばれる重大な違反が横行していることに気づかされる。1617 年の市会の条例によれば、この違反は契約書の日付を偽ることによって、年季を短縮するものであった。ロンドンとは異なり、地方都市においては、市の役人は徒弟自身ではなく契約書のみを検査するだけであり³⁸、こうした不正は容易であったと思われる。条例によれば、これ以降、すべての徒弟は市長の面前で契約をするべきであることになった。もちろんこれが実際に実行されることは現実には考えがたく、この不正への対処の困難さと市の受け止めの深刻さを物語っている。

しかし、間もなく 17 世紀半ばになると、別の問題に市会は直面することになる。遅延登録と呼ばれるもので、一見「偽日付」と類似の問題で、実際には

³⁴ クラークは 17 世紀における正市民権の政治化（politicization of the freedom）を強調しているが、正市民権の基礎としての徒弟制もほぼ同様に政治化しており、ここで挙げた、市政府の基礎としての徒弟制も含めて少なくとも 3 つの次元の政治化が見られたことを以下では見ることになる。

³⁵ 正市民権の獲得方式は、徒弟制のほか、相続、購入、付与があった。正市民登録簿は 1640 年代以降しか残っていないが、1650 年代も 60 年代も半分以上は徒弟制による正市民である。なお正市民制度は都市によって大きく異なり、ロンドンについてはその義務も含めて中野]2004]65-69 頁、地方都市については、冒頭で触れた個々の都市の専門研究が参考になる。

³⁶ Jurica[1991]p.xvii;Barlow[2001]p.xiii.

³⁷ Barlow[2001]p.xix. なお、厳密には、親方は正市民一般ではなく、基幹組合（composition companies）と呼ばれる、特定のいくつかの職業の組合員である必要があった。実際にはこの規則の実施は困難であったようで、18 世紀に入っても何度も職業を入れ替えたりしている。Barlow[2011]p.xiv.

³⁸ Merson[1968] p.xiv.

重複しているであろうが、違反自体としては徒弟契約から遅れて登録するという問題である。つまり、契約書の日付自体に偽りはないが、契約日よりはるかに遅れて登録するというものである。その限りでは、年季を偽るものではないように思えるが、この違反の内実は別のところにあった。

今さしあたり違反数自体は登録簿から確認できるので、表1のような遅延登録率（遅延登録数/登録数）の趨勢を作成した。

表1 遅延登録率の推移

Decade	1590	1600	1610	1620	1630	1640	1650	1660	1670	1680	1690
% of delay	24.7%	33.9%	33.6%	29.2%	23.5%	23.6%	9.6%	11.6%	14.6%	17.8%	7.5%

Source : Barlow , 'Registers of Apprentices',より作成。

違反内容自体は単純で、遅延率の趨勢も明らかで、全体としては17世紀に減少しているといえよう。しかし、この趨勢の解釈はやや難しいところがある。たとえば、遅延率が下がるということは、実際に違反がなくなり遅延者が少なくなったことを意味する場合あるであろうし、違反自体には変化がなかったとしても取り締まりが緩和されたため摘発例が減ったことを意味する場合もあるであろう。幸いこの問題に関しては、サウサンプトン市に関してほぼ同様な問題があり、すでに別の説得的な解釈がなされている。それによれば、遅延率が上がるということは、当初登録していなかった親方が、規制の強化によって、後から登録せざるをえなかったことを意味するというのである³⁹。そうだとすると、違反の内実は、日付のごまかしというよりも登録自体をしないこと、またそれによって日付のみならず他の諸条件を不正することにあつたといえよう。

以下で見るように、17世紀後半のグロスタの史実はこの解釈を支持しているようである。つまり17世紀後半、とくに17世紀末には上記の表1の登録遅延率は減少している背景で、実際には非登録の取り締まりの弛緩が進行したことは確実だが、その結果は、登録されない徒弟つまり「非登録徒弟」は増加するというような単純な変化ではなく、登録の恣意性ないし選択性が強まったことを以下では見ることになる。

(2) 「非登録徒弟」

³⁹ 違反数と摘発数の乖離の問題は、ペリングのノリッジの遅延登録の研究でも指摘されている。遅延登録摘発が集中するのは、実際に違反が多い親方ではなく、雇用者数が多い親方に集中する傾向があつたという。Pelling[1998]p.217.

① 比率

以下では、「非登録徒弟」の比率を見てみることにしたい。既述のように少なくとも、現在まで「非登録徒弟」の存在は事実上無視されてきている。つまり非登録徒弟は存在するとしても、その比率が極めて低いとされているのである。そこで実際にその比率が低かったのかを検討してみたい⁴⁰。

とはいえその比率は常にわかるわけではない。たとえロンドンでは徒弟の登録史料が失われており、その比率を見ることはできないようである⁴¹。もちろん多くの地方都市に関しては、登録史料は残存しており、「非登録徒弟」の比率は見ることはできるはずである。しかしながら、「非登録徒弟」というのはもとより非合法の存在ある。そのため単独の史料でその存在を示すものは通常見つからない。そこでここでは複数の史料を照合して「非登録徒弟」の存在を浮かび上がらせることにしたい⁴²。

実際に「非登録徒弟」の存在を知る手掛かりとなるものは二つある。徒弟制による正市民であるにも関わらず、登録徒弟ではなかったものである。ここでは「非登録徒弟」正市民と呼ぶことにする。以下の図1で示したように、正市民認可簿によれば徒弟制によって正市民に17世紀後半に認可されたものは、全部で821人いた⁴³。これらを徒弟登録簿と照合すると、このうち533人は、登録徒弟であった正市民である。これに対して、288人は登録徒弟ではなかった。もっともこのすべてが「非登録徒弟」として市内にいたとは限らず、市外からジャーニーマンなどとして流入して正市民になっただけで市内では徒弟ではなかった可能性もある。他の都市などで徒弟であった可能性はあるが、そうしたものも含めて、登録徒弟から正市民になったものの半数以上に当たる人数が「非登録徒弟」であったということになり、無視できない数といえることは間違いない。

⁴⁰ ただし、ペリングは、史料集の編纂の仕方への批判という形で、ノリッジでの広範な層に「非登録徒弟」が見られた可能性を示唆している。Pelling[1998]p.214.

⁴¹ Wallis[2012]p.803.

⁴² 複数史料の照合に際しては、同一人物の特定が難しい。通常、3項目の照合法がとられここでもそれを用いる。たとえば姓名、職業、登録時期といった3項目である。また照合に関しては、スペルの同一性に関して、ケンブリッジ・グループの Gill Newton が開発したアルゴリズムが用いられることがイギリスでは多い。ここでもそれを参考にしたが、基本的には手作業照合を行った。これらは基本的にはワリスらの手法に従ったものである Minns and Wallis[2009]pp.7-8.このワリスのものも含めてわが国でも多くの徒弟と正市民の照合例はあるが、それらはすべて徒弟→市民という方法で、以下で見る独占率を論じている。ここでは、その逆に市民→徒弟という照合を行い「非登録徒弟」を検出する

⁴³ ちなみに、相続など徒弟制以外の方式で認可されたものは図1のように合計1041人である。

もう一つ、「非登録徒弟」の存在を間接的に示す存在は、登録徒弟ではなかった親方の存在で、以下では「非登録徒弟」親方と呼ぶことにする。徒弟登録簿によれば17世紀後半に967人が17世紀後半に親方として契約をしているが⁴⁴このうち366人は自ら登録徒弟であったが、他の601人の親方は自分自身は徒弟契約をしておらず、上述の市民の場合と同様、市外で徒弟であったものを含めて、「非登録徒弟」であったといえる。

そこで市外から流入して直接市民や親方にならず、市内で実際に「非登録徒弟」であったものはどのくらいいたのかが問題になる。

その前にここで、「非登録徒弟」正市民や「非登録徒弟」親方と紛らわし問題との相違と関連を整理しておきたい。

第一に、この「非登録徒弟」と類似の問題として、徒弟がすべて正市民にならないという古典的問題があり、アダム・スミスやジョージ・アンウィン以来の古典的問題であるが、この問題自体は今なお重要である。上述のオーグルヴィのエプスタイン批判と同様な主張のすべての基本的な量的根拠となりうるものであるからである⁴⁵。ただし、現在の時点では、まずベン・エーモスの言う自発的な非正市民[Ben-Amos,1991 p.156]をどの程度とみるかという問題があろう。さらに、ここで検討した問題との関連でもこの量的根拠には修正が必要である⁴⁶。すなわち、図1のように、登録徒弟2176人と登録徒弟から徒弟制による市民になった533人を比べることは意味があるが、徒弟制による正市民認可者全員821人を比べることは間違いである。「非登録徒弟」から正市民になったものを含めて、登録徒弟数と比較することは意味がないからである。とはいえ実際には非登録徒弟の数を確定することは以下で見るように困難であるから、便宜的には、登録徒弟と登録徒弟から正市民になったものの数を比較するか(533/2176)あわせて、登録徒弟市民と非登録徒弟市民の比率(288/533)などから正市民権の徒弟に対する排他性を見るべきであらう。

第二に、もう一つ関連した問題で、やはり古くから論じられている問題として、正市民の営業権の独占の形骸化という問題がある⁴⁷。いろいろな史料の根拠がありうるが、ここでは仮に親方数をもって独立営業者の数とすると、図1で示した親方の総数から独立営業者は967人ということになる。これらの人々を正市民権の有無で見ると、589人は非正市民の営業者ということになり、378人は正市民の営業者ということになり、独立営業者中むしろ正市民は少数派で正市

⁴⁴ 以下の議論はすべて、徒弟以外の方式による正市民(図1の右上の四角)を除く。

⁴⁵ 我が国の研究も基本的にはすべて同様であるが、代表的研究のみあげておく。唐澤[1998]139頁、川名[2010]178頁。

⁴⁶ この点は、Ben-amos[1991] ; Wallis[2008]p.839や我が国での同様な主張の量的根拠の多くも同様であらう。そのことは、非登録徒弟の数が少なく理解されていることを示している。

⁴⁷ 唐澤[1998]106頁、川名[2010]177頁など参照。

民が営業を独占するどころか正市民権と営業権はすでに別のものになっていたことは明らかである⁴⁸。

しかしこのことにも「非登録徒弟」の問題は関係している。「非登録徒弟」から正市民になった者の大半は営業者であるのに対して、登録徒弟から正市民になったものはほとんど営業者ではないのである。そうだとすれば、営業者中の正市民の比率が多いことは、必ずしも正市民の営業独占を意味せず、非登録徒弟が正市民になることが多くなるという別の事態による可能性もあるのである。

こうした問題を見ると、「非登録徒弟」の存在は無視できないことは明らかである。

しかし依然として、「非登録徒弟」の徒弟としての市内での実在という点に関しては不明のままである。残念ながら、この点にはまだ打開策が見つからない。ただし、いくつかの手掛かりはある。サウサンプトンやブリストルのような、悉皆調査課税調査リストが17世紀に存在するところでは、直接的な形で、非登録徒弟を見出しうる場合がある⁴⁹。しかし、グロスタにはこうしたリストは存在しない。そこで次善の方策として、教区簿札を用いることにした。⁵⁰死亡リストで、男性のうち徒弟ないし奉公人と付記されているものと、徒弟登録簿を照合するのである⁵¹。人物同定に関しては既述の3項目法をとった、その結果、ある教区⁵²で19人の男子奉公人および徒弟の死亡者があり、うち6人が登録徒弟であり、残りの13人は非登録ということになった。そのうちには単なる奉公人も含まれ13人すべてが非登録徒弟とは限らない。また一般に、市内の滞在年数の相違により市内出身の方が市外出身者より市内の病気に対する免疫あることは知られており⁵³、市外出身者が多いであろう「非登録徒弟」が実際の人数の

⁴⁸ 非正市民の営業は、制度的に認められていた例もある。エクセタの四半期店舗税制度 MacCaffrey, [1975]p.74.サウサンプトン市の営業税制度 [米山 2008,170 頁]、ウィンチェスタの職人税制度 Rosen[1975] p.175.などがそれであろう。ロンドンに関して基本的状況がやや異なるようであるが、やはり市民権と営業権の乖離は指摘されている中野[2004]66-7 頁。

⁴⁹ Yoneyama[2010] p.3.1678 年の人頭税によるものである。このタイプの史料を用いたものとして、中野・小西・山本[2003]。

⁵⁰ クラーク教授の御教示によるものである。クラーク教授がかつて用いた教会裁判記録がより望ましい史料であるが、現状では当面利用が困難である。Clark[1985a]pp.74,102.18 世紀に関しては、スタンプ条例の課税記録と都市の登録徒弟の比較をすれば、「非登録徒弟」の推定はできるはずである。Barlow[2011] ;[TNA]IR1/41-49 Stamp Tax Indentures,1710-1742。しかし実際には両者の職業構成が異なり、あまり多くは期待できない。補論②参照。

⁵¹ つまり徒弟として埋葬されながら徒弟登録されていなかった人、「非登録徒弟」が市内にいたかを探すのである。

⁵² 聖ニコラス教区で、17世紀全体に教区簿冊が残されているとともに、他の教区と異なり、ほぼ網羅的に奉公人ないし徒弟が明記されてるように見える

⁵³ Galley[1998]p.144.

割合には死者は多くなるかもしれない。しかしこのケースに関してはほぼ実数を反映していると考えられ⁵⁴、登録徒弟と非登録徒弟は、ほぼ同数であり、またこのうちには市外からジャーニーマンなどで流入した者は含まれておらず、「非登録徒弟」は実在の存在であるという前提の下で以下の議論を行うことになる。

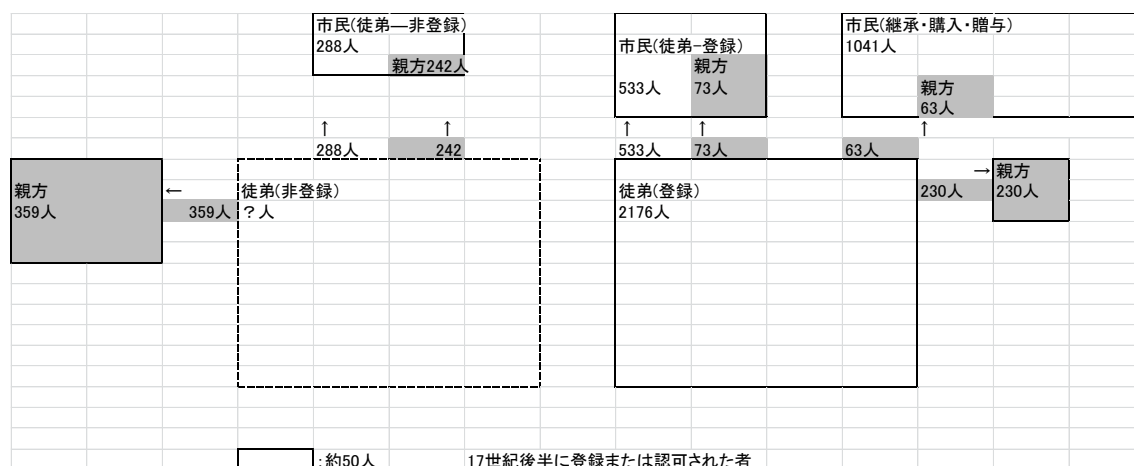


図1 「非登録徒弟」正市民と「非登録徒弟」親方
Barlow[2001]; Jurica[1991]より作成。

② 時機変化

以上から、正確な比率は不明でも、17世紀後半には「非登録徒弟」は、登録徒弟に比して無視できない比率であったことは明らかである。むしろ、この時点で徒弟登録制度は、「非登録徒弟」の存在を前提していた制度ともみることでもできよう。そこで、なぜこのように多くの「非登録徒弟」がいたかが次に問題になる。ここでは、まず非登録徒弟の比率の時機変化を見たうえで、その変化の理由を検討するという順で見ていくことにしたい。

図2は先にみた非登録徒弟の存在を間接的に示す二つの存在、「非登録徒弟」市民と「非登録徒弟」親方の比率の時機変化である。図中で正市民「非登録徒弟」率とは徒弟制による正市民のうち「非登録徒弟」であったものの割合で、親方「非登録徒弟」率というのは親方のうち非登録徒弟であった者の割合である。

ここで、時期変化の問題を考える際には二つの技術的問題がある。第一は開始時期の問題である。都市の徒弟の登録は1595年に開始することはすでにやや詳しく述べたとおりである。一方、正市民制度自体は中世に遡るものであるが、現在のような形で記録が残されているのは1641年からである。ただし徒弟制と

⁵⁴ この都市の死亡例に関して、登録徒弟から見ると、徒弟はおおむね登録後3ないし4年目に死亡している。すなわち徒弟になる以前の免疫の有無の影響はあまりないと考えられる。

相続による正市民に関しては 1620 年代末から市の収入記録に正市民の姓名が残されている⁵⁵。「非登録徒弟」市民の比率は、正市民認可簿と徒弟登録簿が、「非登録徒弟」親方の比率には徒弟登録簿が必要であり、これらが出揃うのは 1630 年代ないし 40 年代からであるので、この図が 1630 年代から始まるのはそのためである。もう一つの技術的な問題はタイム・ラグである。親方にせよ市民にせよ、ここで徒弟登録率を示しているのは、

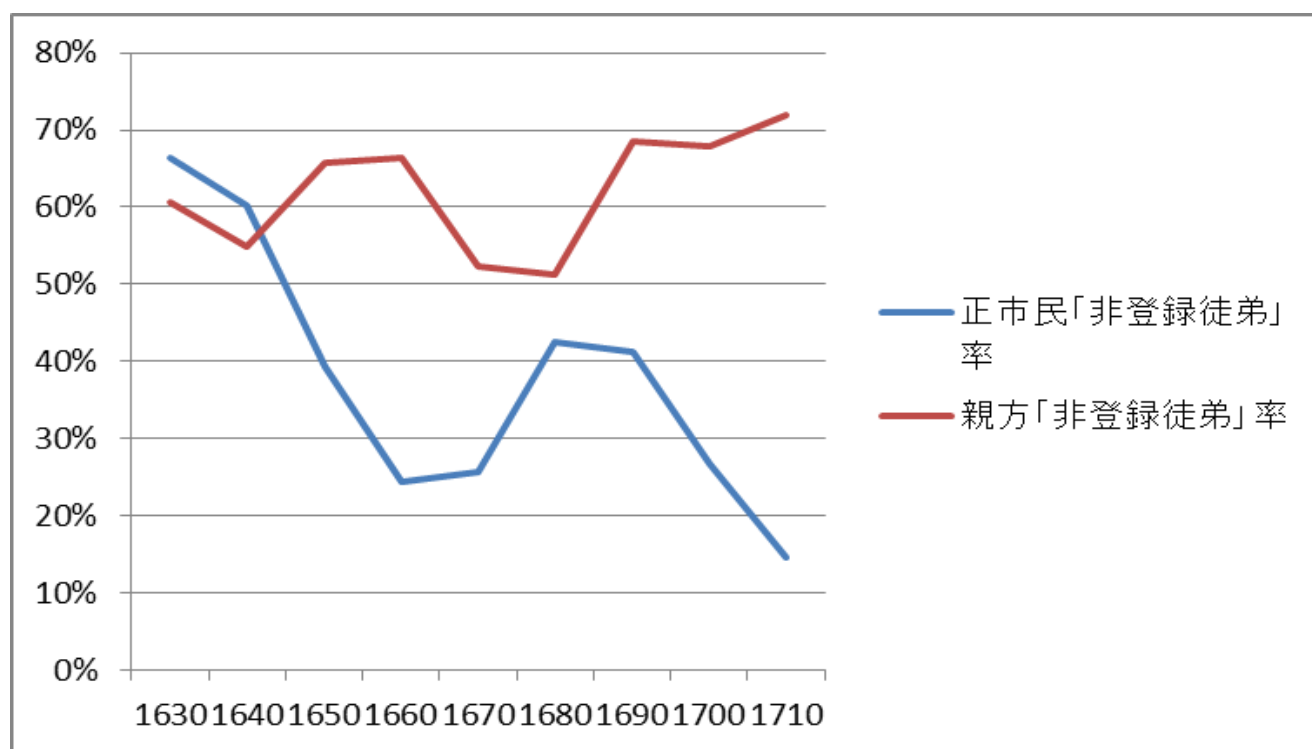


図2 「非登録徒弟率」の時機変化
Barlow[2001][2011]; Jurica[1991]より作成。

正市民に認可された年や初めて徒弟を採用し親方になった年に関してである。しかし、市民に関しても親方に関しても、登録徒弟であるか否かは、その時点の問題ではなく、自らが徒弟登録するはずであった年のことである。その間一定のタイム・ラグがある。市民の場合は、徒弟登録後 10 年以内にほとんどが市民権を得ている。これに対して、親方の場合は 10 年以内では半分に満たず 20 年でようやくほとんどが親方に到達する⁵⁶。

⁵⁵ 主として依拠した史料集の徒弟に関しては 1585 年から始まるのに対して、正市民に関しては 1640 年から始まるが、20 年代の正市民に関しては徒弟の史料集の付録となっている。

⁵⁶ いずれも、17 世紀後半に関するもので、市民の場合は 10 年で 82%、親方の場合は 10 年で 31%、20 年で 83% という数値である。ノリッジに関しては市民に関しては 10 年で約 83% という数値が紹介されている。唐澤[1998]140 頁。レスタに関しては、市民権獲得まで、

以上から、このグラフの最初のほう特に、3、40年代はやや信用できないといえる。また、問題によっては市民と親方では、グラフ上は同じ時期でも別の時機の社会問題を反映している可能性があることを考慮する必要があるだろう。

こうした留保点を前提として、全体の変化を見ておきたい。全体として、17世紀半ば過ぎまで、正市民も親方もいずれも「非登録徒弟」率が基本的に減少しているのに対して、17世紀半ばにいずれもいったん増加したのち17世紀末には正市民は減少していくのに対して、親方は増加していくという特徴がある。言い換えれば、ほぼ70年代を画期として、前半は二つの指標がともに減少して行く時期が多く二つの登録率は50%ほどに収斂していく傾向があるのに対して、後半は二つの登録率は乖離していく傾向があったとみることができよう。

III 変化の背景

以下ではこの二つの「非登録徒弟」指標の変化の背景となつたいくつかの社会的要因について検討していくことにしたい。すでに、正市民に関してはクラークの「正市民権の政治化」⁵⁷などの説明がなされている。親方に関してはあまり直接的な説明は見られないが、いくつかの変化要因は示唆されている。以下ではそれらを含めてできるだけ再検討してみたい。なお、以下ではまず（1）として政治的要因を、次いで（2）として経済的要因を検討するが、前者は主として正市民に、後者は主として親方にかかわる問題である。もっともこうした区分はあくまでも便宜的なものである。

(1)政治的要因

いうまでもなく、17世紀後半の最大の政治的画期は40年代のピューリタン革命と80年代の名誉革命である。この二つの革命はいずれもグロスタの社会全体にかかわるもので、特定の影響を論ずることは意味がないが、徒弟登録に関しては直接的には70年代の都市勅許状の改定と80年代以降の選挙を通じたその影響が大きかった。こうした短期的な要因と並んで、近年では世帯構造をめぐる社会規制に関して二つの革命が親方徒弟関係を含む世帯構造に影響があったことにも注目する研究がある。

クラークの言う正市民権の政治化は以下で見る②選挙権としての正市民権にかかわるもので、徒弟制がその一つの獲得方式である以上徒弟制の政治化も意味していた。しかし、すでに徒弟登録制の導入との関連で触れたように、徒弟

平均9年半、61%が8年以上かかったとされている川名[2010]178-9頁。

⁵⁷ Clark[1985a]p.109.

制は市政府の基礎としての市民権獲得手段でもあり、①市政府自体が中央政府からの干渉という政治化にさらされると正市民権も徒弟制もこうした次元での政治化の影響も受けていた⁵⁸。さらに市政府は徒弟制を③世帯を通じての社会秩序維持手段としても用いており、こうした次元での政治化もあった。以下では、この3つの次元での政治化とまた時には脱政治化のなかで、徒弟登録の変化を検討してみることにしたい。

① 市制

グロスタは王党派の牙城であるイングランド西部において例外的なピューリタンの拠点であり、60年代以降における王政復古期には他の都市にはあまり見られない執拗な中央からの政治的介入を受けた⁵⁹。1661年の「自治体法」に基づく市政府メンバの追放は、中央政府からの介入の始まりに過ぎなかった。⁶⁰1664年の勅許状は単なる既存の勅許状の確認に過ぎなかったが、1672年の勅許状は市政府の体制を大きく変えるとともに、市会員の入れ替えを伴うものであった。⁶¹このことは、既述のような、市政府を構成する正市民にとってどのような意味を持ったのであろうか。とりわけ、正市民にとって、彼らの既得権維持のための手段だといわれている徒弟登録にどのような影響を与えたのであろうか。

これを検討するために、72年干渉の前後を比較してみた。表2からわかるように、市会の26人が留任であり、22人が解任、13人が新任である。事実上半数の入れ替えであり大きな変化であることは間違いない。さらに、解任されたのは多くの商人とかなりの職人であり、かわって新任されたのは土地所有者や専門職のジェントリであるという職業・身分構成の点での大きな変化である。

しかし、この変革によって徒弟登録自体はどのような影響を受けたのであろうか。22人の解任者のうち9人が徒弟制による正市民であり、13人の新任者のうち3人が徒弟制による正市民であり、徒弟制の正市民が減ったことは確かであろう。しかし、留任者も含めていずれにせよ市会員の正市民へのルートとしては、すでに徒弟制は少数であり大半は相続による正市民であった⁶²。

⁵⁸ ロンドンにおいては市政府の選挙権も正市民の権利になっていたようであるが、グロスタでは同様な問題は表面化していない。中野[2004]66頁。

⁵⁹ Miller [2007]p.168.

⁶⁰ Clark [1985a] p.113.

⁶¹ 鶴川[1991]。

⁶² 正市民全体でも、50年代には37%、90年代には49%が相続によるものであった。他都市に関しては、依然徒弟制方式が多い例も知られている。小西[2015]74頁。中野[2004]52頁。

さらに興味深いことは、解任者のうちの9人の徒弟制による正市民には、3人の「非登録徒弟」出身者が含まれていたことである。留任者や新任者の徒弟制による正市民にも「非登録徒弟」出身者が含まれている。つまり、既述のように市政府による登録制の導入時に徒弟登録の厳格化によって市会員は既得権を守ったということがあったとしても、この17世紀末の時点では、市会員自身が「非登録徒弟」出身であることが珍しくなったのである。

確かに、中央政府により市会員が正市民の互選ではなく交代させられるという72年干渉は、徒弟制による正市民という制度の意味を損なうものであり、したがってその基礎たる徒弟登録制に打撃があったことは確かであろう。しかしこの事件は1回限りのものであり、そのことによって市会が登録への意欲を一時的に失ったとしても⁶³、むしろすでに、この時点では非登録徒弟出身の正市民就任は常態化していたとみるべきであろう。

表2 1672年勅許状による市会の構成の変化

留任	26人		退任	22人		新任	13人	
役職	正市民認可方式	職業	役職	正市民認可方式	職業	役職	正市民認可方式	職業
執事	徒弟	haberdasher	市参事会員	付与	gent	市会員	1661年の自治体法の委員に	gent
市会員	徒弟	mercier	市会員	徒弟	feltmaker	市参事会員		landowner
市会員	徒弟	mercier	市参事会員	徒弟	baker	市参事会員	贈与(1972年国王指名)	esquire
市会員	付与		市会員	徒弟	mercier	市会員	贈与(1972年国王指名)	gent,common councillor
執事	徒弟		市会員	徒弟	woollen-draper	市会員	贈与(1972年国王指名)	gent,common councillor
市会員	相続	apothecary	市参事会員		MD(doctor in physics)	シェリフ	購入	
市会員	購入	(goldsmith)	市長	付与	esquire	市会員	徒弟	mercier
市会員	徒弟	haberdasher	市参事会員	相続	gent	市会員		
市会員	徒弟(非登録)	woollen-draper	市参事会員	相続	booksellers	市会員	購入	tailor
市会員	相続	malster	市参事会員	徒弟	ironmonger>	市会員	付与	esq, common councillor
市会員	購入		市会員	相続		市参事会員	贈与(1972年国王指名)	esquire
市会員	不明		市会員			市会員	徒弟	baker
市会員	徒弟	mercier	市参事会員	購入	bricklayer	市会員	徒弟(非登録)	
市会員	相続		市会員	徒弟(非登録)	barber			
市会員	徒弟	chandler	市参事会員	購入	gent			
シェリフ	不明		市参事会員	徒弟(非登録)	tanner (later malster)			
市会員	徒弟(非登録)	wiredrawers	市参事会員	徒弟(非登録)				
市参事会員	購入	victualer	市参事会員	相続	mercier			
市会員	徒弟	baker	シェリフ	購入				
市参事会員	購入	gent	市参事会員	相続				
市参事会員	不明		市参事会員	徒弟(非登録)	butcher			
市参事会員	相続		市参事会員	徒弟	saddler			
市参事会員	相続							
市参事会員	購入	tailor						
市参事会員	不明							

典拠：Barlow[2001]; Jurica[1991]; GBR/B3/3 Lists of Common Councillors より作成。

② 選挙

クラークの「正市民権の政治化」はこの時期の正市民権の変質の特徴全体をよくとらえており、また他の多くの都市の事実にも裏づけられており⁶⁴、上記の市政府の変化も含めて考えることもできる。しかし、彼自身はグロスタに関しては、直接的には17世紀末の国会議員選挙のことを念頭に置いていたと思われ

⁶³ 70年代に一時的に正市民だけ「非登録徒弟」率が上がったのはその反映であろう（図2参照）

⁶⁴ Clark and Slack[1976]pp.138-140;酒田（訳）206-210 頁

る。すなわち、「名誉革命後、国会議員選挙の際に選挙権を与えられたよそ者を含む正市民の群」⁶⁵の大量出現のことを指しているようである。多くの都市で知られているように、この時期中央政界の党派対立の中、選挙権の獲得目的で正市民権を獲得するものが急増した⁶⁶。農村のジェントリたちが、その奉公人などの配下を正市民にしたといった極端なケースが 同時代人の目を引いたようであるが、それまで考えられなかったような貧しい市民が多数誕生したようである⁶⁷。

以下、こうした政治化がグロスタではいかなる形態をとったか、また、そのことが徒弟登録にいかなる影響を与えたのかをグロスタ市の史料で検討してみることにする。

表 3 正市民の月別承認数

年\月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12 (空白)	総計
1690				1	3	3		5	4			1	17
1691		5	4	3	2	4		2	7	1	2	1	32
1692	1	1	1	2	1	3		3	13	2	2	3	32
1693	2	4		1	8	1	4	2	6	3	3	3	37
1694	3	3	4	2	3	2	1	1	1		3	1	24
1695	1	3	1	1	5	2	5	5	9	84	2		118
1696		2	2		1	2		6	4	1	2		20
1697	2	2	2	3	3	5			5	2	1		25
1698	1	2	3	1	5	2	15	19	3		1	1	53
1699	3		1	2	5	3	2	3	5	2			26
1700	3	1	1		4	2	1	2	4	5	4	61	88
1701	7	1		4				5	2	3	15	2	39
1702	2	4	1	5	132	43	32	1	1		3	2	226
総計	25	28	20	25	172	72	60	54	64	103	38	75	1737

[典拠] Jurica[1991]より作成。

表 3 は正市民登録簿から、月別の市民登録数を整理したものである。この表 3 中の 1695 年 10 月と 1702 年 5 月が実際に投票になった選挙の月で、選挙権を求めて市民になる人が急増したことは明らかである。ここでは、この 2 か月を前後の月と比較してみることにはしたい。

まず、正市民権獲得方式自体は選挙月も非選挙月も同様で、大半は 4 つの方式のうち徒弟制または相続の 2 方式である⁶⁸。また徒弟方式のものの徒弟登録に

⁶⁵ Clark[1985a]p.109.

⁶⁶ 小西[2015]72—4 頁。

⁶⁷ Clark and Slack[1976]p.139,酒田（訳）209 頁。国会議員選挙の候補者などが正市民の認可費用を支払った例もグロスタでは知られている Jurica[1991]p.xx.

⁶⁸ 1702 年に関しては、選挙月では徒弟制 38%相続 62%その他 0%非選挙月では徒弟制 50%相続 43%その他 7%である。

関してもほぼ同様で、ともに 60%弱である。さらに職業についてみると、同時代人が言うような極端な例は職名からはわからない⁶⁹。

しかし同じ職名でも、独立の営業者である親方とそうでない者は明らかに富裕度などは異なるであろう。そこで、正市民で親方であったものを 1695 年で見ると、選挙以外の月では 15%であるのに対して選挙月は 5%と市民の親方兼務率が減少しており、選挙月の正市民は親方で無い者が多かったことは間違いない。おそらく、こうした正市民が同時代にとって、かなり貧しい人と映ったのであろう。しかも、たとえ少数でも、こうした人の影響は大きかったと思われる。表 4 を見るとそれまで 20%前後で推移していた正市民の親方兼務率が、これを画期に急激に下がり出したことがわかる。それ以前も市民の親方業務は到底制度通りとは言えないが⁷⁰、これ以降は 10%を切りほぼ形骸化したと言えよう。

こうした中、市政府は職業訓練を伴わない「架空の徒弟制」⁷¹に対する批判を事実上放置する一方で、市は 80 年代までに徒弟制による市民権を獲得する前に親方徒弟契約が正しく登録されているか、役人が登録簿を検査することを繰り返し命じた⁷²。確かに、こうした状況で徒弟登録も形骸化しており、市がその修正を図るのは当然かもしれないが、すでに実際には親方と市民は分離しており、この状況でたとえこの規則が実施されても、あくまでも正市民のための徒弟制であり、職業訓練のための徒弟制にはならなかったであろう。おそらく、そうした前提で、つまり親方と正市民の分離が前提で都市も徒弟制や正市民制を位置づけ管理していたことがここから読み取れるというべきであろう。あるいはこうした市の施策は、少なくとも結果的には、親方と正市民の分離を一層進めたというべきであろう。図 2 で見た正市民と親方の「非登録徒弟」率の乖離という現象はその一つの帰結であったのであろう。

表 4 正市民の親方兼務率

年代	1650	1660	1670	1680	1690	1700
市民の親方兼務率	14.7%	25.9%	13.2%	14.6%	9.1%	4.2%

典拠 Jurica[1991];Barlow [2001]より作成。

⁶⁹ 新産業である、ピン工業と絹織物工業が選挙月に多いくらいで、貧職業としては靴工が目立つくらいである。

⁷⁰ グロスタには、既述のような他の西部の中小都市で見られたような、正市民権と切り離された営業制度はなかったようである。ただし、非公式なジャーニーマン・ギルドのようなものに営業権を認めた例も、サウサンプトンなどと同様すでに 16 世紀にあったようである。市民の営業独占は、事実上多様な形態で容認されていたことは明らかであろう。

Willcox[1940]pp.147-8.

⁷¹ Clark[1979a]p.62.

⁷² Barlow[2001]p.xv.

③ 人口と世帯秩序

ここまで、二つの次元の正市民の政治化を見てきた。しかし、市政府は必ずしも正市民権と結びつけなくとも徒弟制を政治的に利用していた。そこで、最後に第3の次元の徒弟制の政治化として市政府による徒弟制の社会秩序維持手段としての政治的利用を見てみることにしたい。また政治化の背景は必ずしも政治的なものとは限らないし、上述のタイム・ラグを考えれば、17世紀末の変化にも、17紀半ばにさかのぼった状況が関係していることもある。ここでは、やや長期的な人口趨勢と関連で市内の世帯の政治的位置づけの変化を見たうえで徒弟登録率の変化への影響を考えてみることにしたい。

16世紀イングランド全体の人口増加の結果、17世紀前半にはイングランド北部や西部の牧畜地域からグロスタなどイングランド南部の都市へ向かう大量の農村過剰人口の流出が見られた。多くの都市ではとくに雇用機会を求める独身若年男性の大量の流入がみられた。⁷³しかし、17世紀後半にはイングランドの人口増加も一段落し、賃金上昇や農村工業の興隆などで、イングランド全体の長距離人口移動いわゆる生存移動は減少した⁷⁴。

その一方では、17世紀の前半と後半では人口流入先の都市の状況も一変していた。グロスタ市に関しては補論①に整理したように、16世紀末以降人口は自然減であるにも関わらず、17世紀末まで一貫して市全体の人口は増加していた。つまり、常に外部から流入人口があったことになる。とくに生存移動による若年男子の流入は死亡率が高かったと考えられる徒弟や奉公人の死亡人口を補填した面もあった。しかし、流入者は必ずしも徒弟や奉公人になったとは限らず、市内で浮浪者という形をとる場合もあった⁷⁵。それとは別に、市内の親方世帯が崩壊し、奉公人などが世帯外に放出された場合もあり浮浪者は増加する一方であった。

こうした貧困層の生存移動とは別に、通常の徒弟移入も増加しており、1620年代には、表5のように市外出身者が市内出身者の2倍ほどになっていた。これらの徒弟も独身若年男子であるが、貧困流入者とは明確に異なり、比較的近隣の貧困ではない階層⁷⁶の出身で、研究史上向上移動と呼ばれるものであった。

つまり17世紀前半には生存移動と向上移動という二つのタイプの移動が市の人口を維持させていたといえる。しかし、市政府にとっては、前者は市内の浮浪者の増加や救貧負担を伴うものとして必ずしも好ましがらざるものであるの

⁷³ Slack[1974]p.366.

⁷⁴ Beir[1985]p.28: 佐藤(訳) 55頁。

⁷⁵ Clark[1985a]p.74;Clark[1979b].p.169.

⁷⁶ 出身階層に関して後に詳述する。

に対して後者は基本的に歓迎すべきものであった。1990年代の若者の社会史の注目するところとなった同時代の表現では⁷⁷、前者は「主なき者(masterless men)」であり、世帯単位の世界における正当な位置のないものとみなされた。そこで市の役人はこうした社会の不安要素を「奉公からの逸脱(out of service)」ととらえ、奉公に戻すことつまりきちんとした親方の世帯に組み入れ職業技術だけでなく社会的な陶冶をすることとした⁷⁸。その際の重要な手段こそ徒弟登録であり、また徒弟登録こそ、正当な位置がある若者と「主なき」浮浪者を現実には区別する基礎になるものであった。したがって、徒弟登録は必ずしも、既述のような正市民の既得権保護だけでなく、市内の社会問題の解決策でもあったのである。

ところが17世紀後半には事態は一変する。相変わらずグロスタ市は市の人口維持のためには流入民を必要としていた。しかしイングランド全体の長距離移動は減少し、市内の伝染病も激減し、当然17世紀前半のような貧民取締りは見られなくなった。ところが、近隣からの徒弟流入も他の都市と同様⁷⁹17世紀末になると表5のように減少し徒弟は市内出身者が過半数となった。

そうだとすると、人口の自然減が続くグロスタ市はどのように人口を維持・増加させたのであろうか。結婚移入や徒弟の残存率などが増加したという記録もない。もっとも可能性があるのは、徒弟が徒弟という形ではなく、すなわち表5に反映されないような形で、17世紀後半には市外から流入したという可能性である。つまり登録されない徒弟、「非登録徒弟」という形での流入である。上記のような徒弟登録が、17世紀前半の貧民流入が生み出したという側面があるとすれば、17世紀後半にはそうした徒弟登録の強制の弛緩が起こり「非登録徒弟」が増加したとしても当然であろう。

しかも、さらに別の要因も「非登録徒弟」の増加につながった。近年の徒弟制研究が重視する社会史の成果を援用すれば、市の役人などの意識の次のような変化もこの傾向を助長していたとみることができる⁸⁰。

クリストファ・ヒルの古典的研究で知られるように、宗教改革後のイギリスでは、信仰的および社会的な陶冶の基本単位が、それまでの教区から世帯に組み替えられた⁸¹。この枠組みを前提に、特に、親方の奉公人や徒弟への秩序付が

⁷⁷ 米山[2008]59頁。

⁷⁸ しかしながらこうした役人の試みを拒否する親方の例も知られており、容易ではなかったようである Griffith[1996]p.155.親方の中に教区徒弟を拒否するものや、年季途中で徒弟を放棄するものがいたことなどが治安判事の報告で知られている。

⁷⁹ Brooks,[1994]p.64;川島(訳)82頁。

⁸⁰ Brooks[2008]pp.334,382-384;Wallis[2012]pp.816-7.

⁸¹ Hill [1964]p.443。

強調された⁸²。ピューリタンが強調するこの考えは 17 世紀前半まで多くのグロスタのピューリタン市政府役人をとらえていたと考えられ、その一手段が、徒弟を登録し市が契約を管理することであったと思われる。

これに対して、17 世紀後半には、市役人をとらえた意識は大きく変化していた。17 世紀前半までは、世帯＝国家アナログが正統思想であり、世帯内秩序は公的なものと考えられていたのに対して、名誉革命後ロックがこの思想を論破したことはあまりに有名である。しかし、それ以前に、多くの地方名望家にとって、このアナログのもつ意味はなくなっていたとするノーフォークの四季裁判所の名誉棄損訴訟裁判記録などからの結論⁸³がグロスタ市にも妥当するとすれば、世帯を秩序維持手段として用いることは必ずしも正統性がえられず、また徒弟登録制がその一手段であったとすれば、グロスタの名望家市役人にとってもはや正市民制から切り離された徒弟登録制強制への積極的動機はほとんどなくなっていたと考えられる。そうしたなかで、世帯の中ではまた、家族自体は閉鎖的な⁸⁴ものとなっていたのであろう⁸⁵。

かくして、17 世紀末には正市民の基礎としての徒弟制には登録が厳格に求められていく一方で、それから切り離された単なる親方層にとって徒弟登録は形骸化していったと図 2 の登録率の時機変化は見ることができよう。

もちろん、徒弟登録率にみられた変化はこうした政治的な状況だけでなく、以下で見る経済的状况の変化もとくに親方層の徒弟登録率には影響が大きかったのである。

表 5 徒弟の市内出身率

	1620	1630	1640	1650	1660	1670	1680	1690	1700
市内率	34.8%	39.3%	47.4%	44.1%	46.4%	50.2%	48.9%	56.8%	52.7%

典拠 Barlow[2001]より作成

⁸² Archer[1995]p.216.

⁸³ Amussen[1985]pp.216-7.

⁸⁴ Stone[1979]chap.6 ;北本（訳）6 章。

⁸⁵ 米山[2008]終章。

（２）経済的要因

既述のように「非登録徒弟」の比率は、17世紀における減少というような様な変化をしたわけではなく、図2としてみたように、正市民と親方では別方向の変化をしていた。さらに、その背景には、正市民権や徒弟制の様々な次元と方向での政治化があったことも見てきた。

以下では、17世紀後半に「非登録徒弟」出身の親方が増加した背景となったと考えられる次の三つの経済的な要因を見ていくことにしたい。最初に①徒弟の出身階層の排他性に関してみたのち、②急減した徒弟の出身階層としてハズバンドマン層の出身地の農村の状況を見、③当時のグロスタ最大の新産業であると同時にハズバンドマン層の雇用先であったピン工業の状況を見る中で、「非登録徒弟」出身の親方が増加する経済的背景を見てみることにしたい。

① 排他性

徒弟制に関してまず取り上げられなくてはならない経済的要因は、その階層的排他性であろう。というのは、とくに近年しばしば徒弟制は地理的社会的流動性を促進すると考えられるようになってきているからである。たとえば、既述の論争において、ハンフリーズは徒弟制が労働力の農業から工業への移動を促進したとして⁸⁶、エプスタインの徒弟制の再評価に一役買った。その原型となったのが、90年代のベン・エーモスの説であった。ベン・エーモスによれば、徒弟が正市民になる割合は、必ずしも親が社会的上層だと高いわけではなく、むしろ17世紀のブリストルの例では、ヨーマンの子供のほうがジェントルマンの子より徒弟から正市民になる割合が高かった⁸⁷として、徒弟制を経て正市民へ至る過程の排他性を否定していた。しかし、この議論は全くのミスリーディングで、実際には正市民に先立つ、徒弟制の階層排他性が隠されているのである。すなわち。親の階層に規定され、あらかじめ異なる職業の徒弟になるので、徒弟になる段階で階層選別が行われているので、徒弟から正市民になる際に差が出ないだけなのであった。

同様な状況が17世紀後半のグロスタの徒弟制にも見られた。次の表6は徒弟の出身階層と徒弟の職業との対応関係を見たものである。親の職業が子供の職業に影響していることは一目瞭然である⁸⁸。多い組み合わせを赤で示すと親子同業の組み合わせになり、少ない組み合わせを青で示すと、親子の職層が相違するものが目立つ⁸⁹。例えば農村出身の階層の中でも、ジェントリ、(役人)、ヨー

⁸⁶ Humphries[2003]p.99.

⁸⁷ Ben-Amos[1991]pp.160-161.

⁸⁸ 統計学的には、世代（親子）間の階層独立性の仮説は1%水準で棄却される。

⁸⁹ 赤または青の組み合わせは世代間の階層依存性にそれぞれ正負の大きな影響を与えている。

マン、ハズバンドマン、日雇いの序列で職業選択がおこなわれていることがわかる⁹⁰。以上から徒弟制に社会的流動性がないことは明らかである。

表 6 徒弟の出身階層と職業

出身階層\職業	建築業	衣料品業	流通業	食糧品業	皮製品業	商業	金属業	雑業	専門織	繊維業	輸送業	木工業	記載無	合計
建築業	30	18	0	9	11	0	13	0	3	9	0	8	6	107
聖俗役人	0	3	3	3	9	10	3	0	1	0	1	1	1	35
衣料品業	2	65	3	10	25	2	17	0	6	9	0	4	4	147
流通業	0	1	8	2	3	1	3	0	0	2	0	1	0	21
ファーマ	4	22	3	20	34	2	18	1	1	21	0	5	5	136
食糧品業	8	24	5	76	48	10	20	1	7	13	1	5	4	216
ジェントリ	2	7	7	17	11	53	4	0	5	5	0	1	0	112
ハズバンドマン	5	16	1	16	31	3	35	0	1	8	0	5	2	123
日雇い	4	6	0	6	9	0	22	0	0	7	1	3	3	61
皮製品業	5	30	2	8	89	4	27	0	5	16	2	10	6	204
商業	3	6	1	4	7	44	1	0	3	1	0	1	4	75
金属業	4	9	3	5	18	0	105	0	7	11	0	4	2	168
雑業	0	4	0	3	4	0	7	2	0	2	0	1	1	24
専門織	1	4	0	2	2	2	2	0	12	0	0	0	0	25
繊維業	2	26	3	10	29	8	14	2	4	44	0	3	7	152
輸送業	2	1	2	2	1	0	1	0	0	1	1	0	0	11
木工業	4	1	1	2	3	0	1	0	0	2	0	21	0	35
ヨーマン	8	59	12	102	112	28	35	2	10	21	0	14	8	411
記載無	10	26	6	19	44	9	44	3	7	14	1	9	20	212
合計	94	328	60	310	490	176	372	11	72	186	7	96	73	2275

典拠：Barlow[2001]より作成。⁹¹

実は、こうした徒弟の（正確には登録徒弟の）階層排他性こそが、以下で見るように「非登録徒弟」の出現増加の基礎となるものであった。そこで、この排他性を形成していくいくつかの要因を見てみることにしたい。

まず、この階層的排他性が 17 世紀半ばに形成される過程で、既述のように地理的排他性が大幅に強化されていた。表 5 で示したように徒弟の市内出身者の比率が、他都市同様、大幅に上昇している。

しかも、この市内化が進み半数以上の徒弟が市内の出身者になる際に、市内出身者のなかで慈善基金化が進み、表 7 のように 17 世紀末には市内出身者の約半数が基金の受給者になるという変化があった。この基金というのは、この時期の地方都市には一般的なものであるが、⁹²慈善目的に遺贈された財産などを基に、その利子などから市内の比較的貧しい家庭の読み書き能力などにおいて有能な男子を徒弟に出す際にそのプレミアム（入門料）の資金を援助するものであった。時には徒弟の年季修了後の独立資金を援助することもあった。市や教区などが実際には運営に当たり、基金による徒弟には教区徒弟のような性格もあるが、徒弟の出身階層や訓練内容は通常の徒弟と大きな相違は指摘できない⁹³。

調整済み残差 T

|T|>2.58: 有意水準 1%

T>2.58	
T<-2.58	

⁹⁰ 例えば、商業や金属業の比率に顕著である。

⁹¹ 17 世紀後半のみ。職業・身分の分類は、基本的に Pound[1974]pp.295-353.による。

⁹² 例えば、他都市の例および、法的基礎は、米山[2008]174 頁-177 頁。

⁹³ Barlow[2001]pp.xx-xxiii. 米山[2008]186 頁-190 頁。通常の徒弟と比して孤児が多いが、

表 7 徒弟の基金受給比率

年代	1620	1630	1640	1650	1660	1670	1680	1690	1700
市内出身徒弟の慈善受給率	14.4%	28.9%	29.5%	30.7%	30.9%	30.9%	25.0%	42.0%	40.8%

典拠: Barlow[2001]より作成。

当時グロスタ市内の 1 件の基金の援助額は、5 ポンドから 10 ポンドであった。市内のプレミアムの一般的な相場はわからないが、イングランド一般では 10 ポンドに満たないという記録もあり⁹⁴、ほぼそれに相当したとみなされる。つまり、市内では事実上、下層から徒弟に出ることが可能になった⁹⁵反面、市外の出身者は、その恩恵に浴せないだけでなく、逆にその機会が市内出身者⁹⁶に奪われ狭められていったといえよう。

実際、市外出身者の中で、おそらく市内下層と競合する下層農民、ハズバンドマン（小農）がその犠牲者であった。表 8 は土地所有者出身の徒弟の数を階層ごとに 17 世紀前半と後半で比較したものである。全体に市外出身者が減少する中、必ずしも全土地所有階層で減少が起こったわけではなかった。減少は最下層のハズバンドマン層に集中していることがわかる⁹⁷。

もちろん、当時ハズバンドマン層の基本的な衰退ということも検討されなくてはならないであろう。一般に 16 世紀からの人口増加の中で、農業好況であり、余剰農産物を生産できるヨーマン層以上はその好景気の恩恵に浴せるが、ハスバ

実際には 17 世紀末には父親が親方になるケースも増え市は規制の対象とするほどであった。

⁹⁴ Brooks[1994]p.67:山本(訳)84 頁。最近、プレミアムはそれほど大きな参入障壁ではなかったとする通説批判が、18 世紀のスタンプ条例の課税記録中の徒弟契約を基礎になされている。18 世紀の徒弟制は、本稿の対象ではないので、補論で簡単に検討したが、ワリスの議論はグロスタには直ちに適用できないように思われる。

⁹⁵ ピン工業の徒弟のうち、37 名が基金を受給した。そのうち約半数にあたる 16 名はピン工業の出身であり、うち 4 名は父親が死亡しており、その他では 3 名が日雇い出身者であった。1655 年にある日雇いの子がピン工業の徒弟に出ているがその際ブラウン氏基金という基金から 4 ポンドが支出されているが、これなしには徒弟に出ることは不可能であったと想定される。17 世紀初めのハズバンドマンの年収益は 14.5 ポンドで、生活費が 11 ポンドとされるので、残りをすべて徒弟のプレミアムにつぎ込んでも、都市の基金受有者に対抗できないことになるであろう。Wrightson[1982]pp.32-3:中野（訳）47 頁。

⁹³ 基金の受給は市外でも皆無ではないが例外的であった。市内でも、徒弟の父親が正市民であることが原則であったようで、ほぼ全員が実際に正市民の子弟であった。ただし、全員ではなく、例えばピン工業に日雇いの子供 3 人が基金を得て徒弟に出ているがいずれも父親は正市民ではなかった。ただし、原則として基金受給者の父親は正市民であり、一部の親方が、登録徒弟出身であることの一つの背景は、正市民となり基金を受給する資格を得ることが目的であったと思われる。

⁹⁷ とくに 17 世紀末には、ハズバンドマンでも市内出身のものばかりになる。

ンドマンはむしろ犠牲者であったということも知られている。しかし、表8の変化は17世紀の中で起こったもので、この変化はより短期的なものであろう。

また、この時期土地所有者の名称は不安定で、他都市で見られたヨーマンの名称インフレのようなことがおこっていた可能性はある⁹⁸。しかしグロスタの場合にはヨーマン自体が減少しているので、むしろファーマのインフレで、一部のハズバンドマンが囲い込みにコミットしてファーマ⁹⁹と称した可能性はあるであろう。そうした可能性については、徒弟の出身地である市外の後背地を次に見る際に検討する¹⁰⁰。

以上のように、17世後半のグロスタの徒弟制は、地理的にも階層的にも排他的であり、とりわけ市外の下層農民、ハズバンドマンが排除されていった。そこで以下では、後背農村を見ることにより、ハズバンドマンの流失の状況の変化、またハズバンドマンの最大の流入先である市内のピン工業の変化についてみていくことにしたい¹⁰¹。

表8 徒弟の出身階層の変化

	20-50年代	60-90年代
ジェントリ	96	81
ヨーマン	340	323
ファーマ	59	134
ハズバンドマン	189	20
日雇い	42	53

典拠：Barlow[2001]より作成

② 後背農村

グロスタ市は大河川のセバン川には面しているものの、内陸の都市で四方を農村に囲まれている。しかし、周辺農村には2種類があり、北側の穀作地域では近世にすでに囲い込みが始まっていたのに対して、南側は重土で穀作に適さない牧畜地域で、囲い込みは19世紀の議会囲い込みの時であった¹⁰²。

⁹⁸ Merson[1968]p.xxxi.

⁹⁹当時、グロスタでは、ヨーマンというのは開放耕地のフリーホールド・テナントを、囲い込み地の同程度のテナントはファーマと呼んでいたという。Rollinson[1989]p.510.

¹⁰⁰ Brooks[2008]p.62：川島（訳）79頁。

¹⁰¹ 50年代ハズバンドマン出身者の103人の大量流入があったがうち2割にあたる21人はピン工業の徒弟営になっていた。

¹⁰² Rollinson[1989] p.500；Thirsk[1967]p.68

グロスタ市の徒弟の出身は、ほぼ全州に及んでいるが、ピン工業の徒弟はごく周辺のほかは、図3の地図で示したように、大半が市の北側の農村の出身であった¹⁰³。つまり、ピン以外の徒弟は牧畜地域の小農のおそらく次三男の出身が多く含まれるのに対して、ピン工業の徒弟は北側の穀作地域の囲い込み地域の農家の出身ということになる。言い換えれば、一部は囲い込みをした借地農ファーマの出身であるが、大半は没落小農ハズバンドマンの子弟ということになる。

以上の南北の農村の対比を史料で見てみるため、17世紀初めの兵役簿と17世紀末の教区簿冊を用いることにしたい。まず、17世紀初めの状態を、クスマールの方法、労働者と農民の比率を見る方法で比較してみる¹⁰⁴。1608年の兵役簿の職業記載から¹⁰⁵、労働者（農業奉公人と日雇いの合計）と農民（ハズバンドマン¹⁰⁶とファーマ）の合計の比で表すと、北の郡では1.41であるのに対して南の郡では0.90であった。しばしば用いられる農業資本主義の解釈基準によれば¹⁰⁷、この比が1を超えない南の郡では家族農業が支配的で、この比が1を超える北の郡では家族農業はもはや支配的といえず農業の資本主義化が始まっているとみなすことになる。言い換えれば、北の郡では17世紀初めにはすでに資本主義化が始まっており、その中で吐き出された没落小農がグロスタ市に出てきてピン工業の徒弟として吸収されたとみることができる。

¹⁰³ 農業の在り方以外に北側の農村や市場町には一部ウェールズから続く鉄工業が針金工業のような素朴な形で17世紀初めには存在したことも影響していると思われる。

Mitcheldean, Smith[1902]。さらに17世紀後半にはピン工業が見られたことはミッチェルディーンに関しては後述する。

¹⁰⁴ Kussmaul[1981]pp.11-14.

¹⁰⁵ Smith[1902]

¹⁰⁶ ハズバンドマンは、農場主という意味と同時に、労働者の意味で用いられる場合もある。ただし、それは特定の地域的脈絡で判断可能である。Shaw-Taylor[2011]p.24：米山（訳）68頁。17世紀末の教区簿冊には判断材料が十分ないが、17世紀初頭の兵役簿からはいくつかの判断材料がある。ここでは、南北両農村とも、ハズバンドマンは農場主とみなしたが、実際には南に関しては若干留保が必要で、その点を考慮すれば、両者の資本主義化の差はさらに大きくなる。北の農村では、10例のハズバンドマンが、奉公人の主人であり、農場主と考えられる。ただし、5例のハズバンドマンはハズバンドマン奉公人と記載され、5人ともあるエクスクワイヤを主人としている。こうした記載は極めて珍しいが、皆無ではなく、エクスクワイヤ所領の奉公人が、ヨーマン奉公人とかハズバンドマン奉公人と称される例はある。米山[2013]18-19頁。いくつかの解釈は可能であるが、いずれにせよこの郡ではこの農場だけの例外であり、北ではハズバンドマンは農場主であったとみなせる。これに対して南では奉公人の主人となる例はなく、労働者とみなせる奉公人兼ハズバンドマンという例が4例ある。南でもハズバンドマンは基本は農場主と思われるが、労働者も含まれていると推定すべきであろう。いずれにせよ、南北いずれにおいても大半のハズバンドマンには特別の記載は付されておらず、奉公人や労働者のいない、家族農場主とみなすべきであろう。

¹⁰⁷ Shaw-Taylor[2011]p.24：米山（訳）68頁。

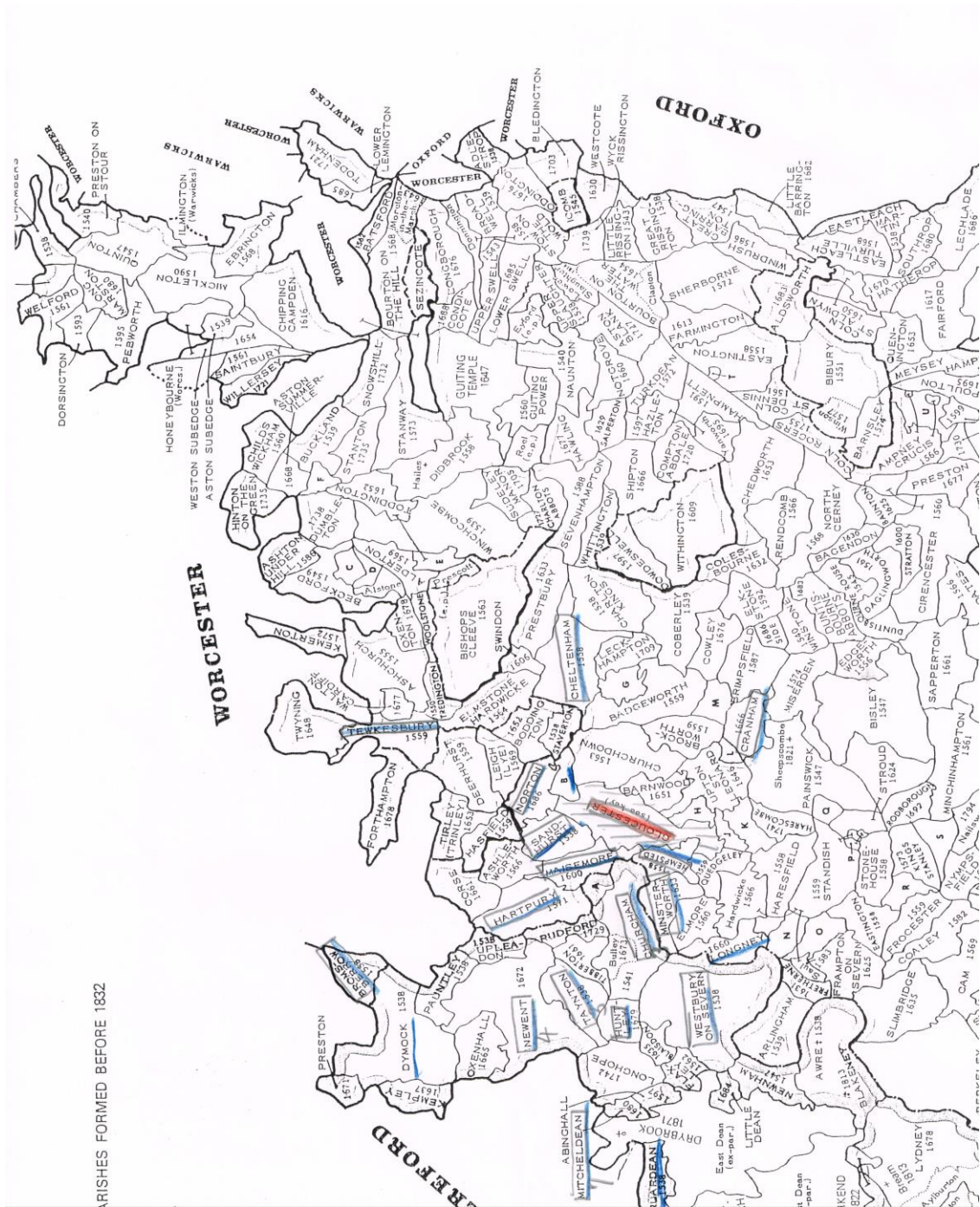
同様にいくつかの村の 17 世紀末の教区簿冊の死亡と出生の記録に付された職業記載から、農民と農業労働者の比を見ると¹⁰⁸、十分の史料がないが、北の村ではいずれも 1.7 くらいになった。この比が 2 を超えないのでまだ資本主義農業が支配的とは言えないが、17 世紀をとおして農業資本主義化が順調に進んだと考えられる。そうだとすれば、依然として没落ハズバンドマン層が流失し続けていたと考えられる。

以上のように後背農村の状況みることができるとすれば、17 世紀にグロスタの徒弟の出身階層の変化に起きた変化のうち、ファーマ出身者の増加は北部における囲い込みの進行の結果として理解できるが、ハズバンドマン出身者の大幅な減少は依然として理解できないことになる。

そこで、なぜハズバンドマン出身の徒弟は減少したのか、とくに 17 世紀前半にはピン工業の徒弟に多数なったにもかかわらず、17 世紀後半には大幅に減少したのかを、グロスタのピン工業に即して試してみたい。

¹⁰⁸ Flaxley - ref* P145*, Shurdington - ref *P292*
Churchdown - ref * P84*, Down Hatherley - ref *P167*

図3 17世紀グロスタのピン工業の徒弟の出身地



典拠：Barlow[2001]より作成

赤：グロスタ市、青：ピン工業の徒弟の出身地

(地図以外はすべて州外でブリストル3、ヘリホード1、ウルトシャ1)

③ ピン工業

アダム・スミスが分業の例にピン工業を挙げたことはよく知られていることである。しかし、この当時 18 世紀半ば過ぎのイギリス最大のピンの生産地がグロスタ市であったことはやや意外であろう。グロスタなど南部の都市は商業や行政の中心であり、すでに工業はあらかじめイングランド北部に移動していたというイメージが一般的だからである。

もちろん、グロスタ市にとってもピン工業は大きな意味を持っていた。この時期人口 7500 人余りのうち 5 分の 1 にあたる 1500 人がピン工業に従事していたといわれている。¹⁰⁹王政復古以降、グロスタ市は農村ジェントリのサービス・センタと化し、そこから多くの資金がピン工業に集まったといわれている。¹¹⁰

もっとも、グロスタのピン工業の起源ははるかに遡り、すでに 16 世紀半ばには工業は存在してはいたが、オランダとの競争に勝てなかったといわれている¹¹¹。17 世紀にジョン・テイルズなる人物が、30 年戦争の混乱もあって競争が緩んだ折ピン工業をもちんだ。彼は、近隣の市場町ミッチェルディーンの出身で 1601 年にグロスタ市の針金職人の徒弟になっていた。¹¹²かれが、1623 年にグロスタ市との共同救貧事業としてピン工業を開始した。この種の事業は当時少なからず都市にみられたものである。都市としては 17 世紀前半、とくに 20 年代に大量に流入した遠隔地や近隣から浮浪民の救済策でもあり、救貧施設内の貧民が安価な労働力とされるほか都市の施設なども作業場として提供された。

さらに 30 年代になるとテイルズの子が数十人の貧民の子供を集めた大規模生産を始めたというエピソードが残されている¹¹³。

もちろんこれは例外的な存在で、多くはスミスが描いたような実際に 10 人前後の生産であったようである。

その実態を見るため、入手できた 17 世紀後半のピン製造工の遺産目録のうち、最も詳細な記載があるウィリアム・キングの遺産目録の作業場中の工具を掲げると表 9 のようになる¹¹⁴。他のピン製造工の目録も大体同様な工具を記録して

¹⁰⁹ Cox[2005]p.14.

¹¹⁰ Clark[1985a]pp.107-8

¹¹¹ Thirsk[1978]p.82:三好（訳）107 頁。

¹¹²ミッチェルディーンは 17 世紀グロスタのピン工業の徒弟の多くの出身地であるが、17 世紀初めには鍛冶屋や釘工などは居住していたものの、ピン製造工は居住していない。[Smith1902]17 世紀末から 18 世紀前半、44 人の教区徒弟契約書が残っているが 4 名が町内のピン製造の親方の下に徒弟に出ている。

¹¹³ Willcox[1940]p.255.

¹¹⁴ GRO ref. *1712/124* 1712 William King Inventory ;ref *1694/79* 1694
Thomas Stephens Inventory;ref *1682/7* 1682 Albert Badger .

いるが、いずれにせよ工具自体は高価のものではなく、正確に工程を反映しているとは言いがたい¹¹⁵。とはいえ、彼らが実際の担当していた工程は遺産目録以上であったとはいえよう。このことを前提に、専門家の知識をも援用して¹¹⁶当時のピン製造工の実態に少しでも迫ることにする。

表 10 は当時の工程と必要な労働力である。この表 10 と表 9 の工具を比較すると、基本的にはこのキングの作業場はほぼすべての工程を有していたといえる。ただし熟練工程のうちではメッキ工程 (Tin Plating)、非熟練工程ではピン差し込み? (pin sticking) の 2 工程だけは表 9 の工具に該当するものがなく、外部に依存していた。ただし、キングの作業場内で行われている工程でも一部は外部に依存していたと思われ、場合によっては工具を貸し出していることも考えられる。いずれにしても、熟練工程では技術はあるが資金的に独立できないものとしてのジャーニーマンや出来高賃金作業者などのほか 17 世紀前半には労役場などの男性が従事していたと思われる。一方非熟練工程では女性や子供のほか様々な形の徒弟が作業しており、作業場内のほか農民や職人の小屋のほか 17 世紀前半には労役場などでも働いていたと考えられる。

もちろん、ピン製造工自身もいくつかの熟練工程を担当していたとみられるが、文字通り作業場内分業も行われていたと考えられる。たとえば、徒弟もその技能に応じて、当初は非熟練工程にやがては、熟練工程にかかわっていたとみられる。17 世紀後半のピン工業では 190 人の徒弟が 69 人の親方と契約している。親方の半分近くは、一人の徒弟と契約しているのみであるが、複数契約しているものの中には 9 人の徒弟と契約したものもあるが¹¹⁷大半は 2, 3 人の徒弟と契約するのみであるが、それらを同時にしていることも多い。もちろん徒弟契約終了後も、ジャーニーマンなどとして親方の作業場で熟練工程を担当していたはずである。

¹¹⁵ 最も高価な工具は 9 台の mill (ピンを砥石でこすりピン先をとがらせる道具) であるが 1 ポンド 10 シリングに過ぎない。これに対して 7 ポンドの針金と軸がポンド当たり 18 ペンスで 4 ポンド 5 シリング 6 ペンスと計上されている。おそらくこうした材料費に、外部からの資本も投下された可能性がある。その他 2 ポンド 10 シリング余りの負債があり、材料の未払いの可能性もあるが、外業部の工賃の未払などの可能性もあるであろう。

¹¹⁶ ピン工業に関しては、グロスタに限らずほとんど先行研究がないと思うので、以下は、「グロスタ博物館」の館長デヴィッド・ライス氏および同氏の紹介のイギリス最大のピン製造会社の経営者でイギリスピン工業の啓蒙活動を行っているブライアン・ジョエット氏のご教示に依るところが大きい。この博物館には、本稿でも引用した Cox 氏も在籍していたが、数年前に退職されている。またサースクもこの博物館に所属されていた未刊行論文を利用したようであるが、Thirsk[1978]p.111 ライス氏によれば現在論文は所蔵不明だそうである。これは改築によるものだそうであるが、本来この建物こそ、ジョン・テイルズブリが市から借り受けて 1624 年にピン工場を始めた時の建物であるといわれている。

¹¹⁷ これに対して、同じく 17 世紀グロスタ市の新工業である絹織物工業では、多数の徒弟と契約する織元が多く見られた。

こうした徒弟のほぼ準ずるのが、教区徒弟であろう。事実上グロスタ市では徒弟登録されており、また数もそれほど多くはなかったと思われる。

これらの徒弟とは別に、多数の非登録徒弟が 17 世紀後半には固有の仕方でピン工業にかかわっていたことは間違いない。17 世紀前半には、市の労役場に収容された浮浪者や貧困ハズバンドマン出身者などの登録徒弟が非熟練工程を担当していたとみられる。しかし既述のように 17 世紀後半になるとこうした人々はいずれも大幅に減少した。とくに市内下層出身者の大半が職業訓練の義務のある基金からプレミアムを支出されるようになったため、不熟練労働に 17 世紀前半までのような形でかかわることは困難になった。彼らに代わって 17 世紀後半に非熟練工程を担当したものこそ¹¹⁸が、「非登録徒弟」であった。既述のように登録強制が大幅に後退する一方で近隣から流出し続けるハズバンドマン層出身者や市内の貧困層で基金を得られなかった「非登録徒弟」たちである。彼らは登録徒弟と異なりプレミアムを支払えなかったためピン工業に大量に必要な¹¹⁹多くの不熟練労働に従事していたものと思われる。もちろんその中にはやがて熟練工程の訓練を受けジャーニーマンや外部の契約業者となり、さらにはサービス業などからの資金で独立してピン製造業者になったものもいた。こうしたケースは意外に多かった。実際に、17 世紀後半のピン親方の半数以上（69 名中 42 名うち寡婦 2 名）は「非登録徒弟」出身の親方であった。かくして 17 世紀後半には 17 世紀前半と一転し「非登録徒弟」が市内で正当な位置を得ることがこうした形では可能になっていたのである。

これは、ピン工業という一つの非熟練的な新工業の事例に過ぎないが、この工業自体既述のように近世末のグロスタでは人口の 5 分の 1 を占めるものである。もちろんこの時期の新工業がすべて同様に非登録徒弟親方が多かったわけではない。たとえば、新工業の絹織物工業は非登録徒弟親方がむしろ少ない方である。その一方、むしろ旧来の工業である桶工や理髪師などは非登録徒弟親方の比重がかなり高く、理髪師などは他の都市でも同様であり、おそらく職業固有の事情が都市の状況が許せば非登録を生み出したといえよう。

¹¹⁸グロスタには、一部の都市にあるようなまとまった形での教区徒弟の契約簿は残されていない。しかし断片的に残存しているものはある。17 世紀前半にも数例利用でき、上記のエピソードに出てくるテイルズリの作業場で働く子供たちの中にも実は教区徒弟が含まれていることがわかる。17 世紀後半のセント・メアリ・ド・クリプト教区では、教区徒弟契約書が 12 例利用でき、うち 6 例はピン工業の徒弟でそのうち 2 例は女子であった。男子のピン工業の徒弟は 4 名おり 1 名が市外親方の徒弟であるほかはすべて徒弟登録されている。

¹¹⁹ ピン工業の特殊事情として、危険な（例えば切断・研磨の際の金属粉）仕事や力仕事が含まれるため、不熟練労働においても男子の比率が大きいことあげられる。同時期の繊維工業における、女子の比率の高さについては、米山[2008]235 頁。

表 9 ピン製造工の作業場内の工具

遺産	L	s	d
5 7 ポンドの針金と軸（1 ポンド当たり 1 8 ペンス）	4	5	6
出荷準備済の数種類のピン		16	
古い鉄鍋（2）		3	
一包みの台座紐		5	
大きな車輪と制作台		10	
一組の鋏、切断用台および盤		5	
踏み台（4） 踏み台（2）	1	4	
竿と天秤（2） 秤		5	
制作機（9）	1	10	
研磨ブロック		9	
木材		2	
財布		2	6
加熱用鍋、小銅製鍋		4	
シーツ、ナプキン、枕、その他麻布	3		
石塊		7	
負債	2	10	10

典拠：GBR,ref. *1712/124* 1712 William King Inventory

表 1 0 ピン工業の工程

熟練工程

工程	Wire drawing	Clean and tin plating	Distribution	Wire cutting	Pointing,	Grinding cut end
作業者	男性	男性	男性	男性	男性	男性

非熟練工程

工程	Head spinning,	Head coil cutting and annealing	Head stamping	Pin sticking	Pin boxing
作業者	女性 年長女子	男子	男子	女性 女子	女性

I V 結び

本稿の対象である地方都市の「非登録徒弟」は、イギリスにおける先行研究によれば、存在しないはずのものであった。20 世期末一世を風靡したエプスタイン説によれば、イギリス徒弟制は、ギルド（ないし都市）によってその契約が維持強制されるため、技術の継承を順調に進め工業化に成功したとされた。そこで、ギルドなどが徒弟契約を登録し厳格に管理するために、登録からもれた「非登録徒弟」のような存在は一般的にはなりえないとされていたことになる。一方、2010 年ころからその批判説であるワリス説が登場し、イギリスの徒弟制の実態は制度とは大きくかけ離れており流動的で必ずしも年季の最後まで契約が維持されたわけではなかったとされた。とりわけロンドンは、そのことによって技術を持った徒弟を全国に拡散しいわば工業化のトレーニング・センタの役割を果たしたというのである。そのためには、とくにロンドンでは親方徒弟契約が途中で解除されることが普通で、その際最も円満な契約解消事由が「非登録徒弟」であったとする法的擬制だというのである。したがって裁判記録中の多数の「非登録徒弟」に関する記載は決して実際の「非登録徒弟」の多さを意味するものではないとされる。のみならず、そうした法的な擬制もロンドンのトレーニング・センタとしてのユニークな地位が生み出す「固有な」ものであったと位置づけられることになった。かくして現在の相対立する二つの有力説のいずれにおいても地方都市においては「非登録徒弟」は一般的な存在ではないとされることになった。

もちろん、地方都市における「非登録徒弟」の存在に言及した研究が英米でこれまで皆無であったわけではなかった¹²⁰。しかし、これらの研究でも「非登録徒弟」は極めて例外的な存在とみなされていたことは間違いない。というのは、実際もし「非登録徒弟」がかなり多数いたことが認識されていたら、営業独占の定式（正市民数/登録徒弟数）がいまだに広く用いられていること¹²¹はなかったであろう。

本稿では、主として史料と先行地方史研究の豊富さから、イングランド西部の地方都市グロスタ市に焦点をしぼり、「非登録徒弟」の比率とその出現の社会的背景を探った。本稿では新史料は用いず、既存の史料を通常とはやや異なる方法で照合することによって、（徒弟制による）正市民と親方の中に「非登録徒弟」出身者が多数おり、登録徒弟出身者と同様ないしそれ以上の比重を占め

¹²⁰ 例えば、クラークやペリングの研究 Clark[1979a];Pelling[1998].

¹²¹ 例えばベン・エーモスの研究 Ben-amos[1991]p.157;Wallis[2008]p.839.

ていること、さらに正市民中の「非登録徒弟」出身者は 17 世紀末に減少するのに対して親方中の「非登録徒弟」出身者は逆に増加することを示した。

そのうえで、こうした変化の社会的背景を多面的に探ることを試みた。クラークの研究以来「正市民権の政治化」はいろいろな次元で指摘されているが、それらを再検討し、「非登録徒弟」出身の正市民の減少の背景になっていることを確認するだけでなく、90 年代以降の社会史の成果によって人口や社会意識の変化により秩序維持単位としての世帯の政治化脱政治化が「非登録徒弟」の増減と関係していることも論じた。さらに、近年の有力説である、徒弟制の社会的地理的流動化¹²²説を再検討し少なくとも 17 世紀グロスタでは徒弟制はむしろ排他的であり、またいわゆる 19 世紀囲い込み至上主義¹²³も再検討し周辺農村での資本主義化、さらには地方都市の新工業の近世における発展の一例としてピン工業を取り上げいわゆる産業革命期以前の工業化の進展など一連の事実がいずれも「非登録徒弟」の増加の基礎になっていることを明らかにした。これらの政治的・経済的な事実は単に偶然に同時期のグロスタに見出し得たものではなくいずれもイギリス近世史の比較史的特徴¹²⁴であることは、少なくとも同時期の日本などと比較すれば明らかであろう¹²⁵。したがって「非登録徒弟」は、イギリスの比較史的特徴が生み出したものということになるとすれば、当然「非登録徒弟」を否定するワリス説は、以上の比較史的特徴を否定する説でもあるはずである。実際、ワリスは産業革命による 2 分論、工業化におけるロンドンと北部の重視と地方都市の軽視を特徴としているのである¹²⁶。

¹²² Humphries[2003] ; Ben-amos[1991]

¹²³ 16.7 世紀の農業革命に関しては、重富[1999]41-4 頁参照。

¹²⁴ これらの比較史的特徴は、いわば大塚久雄氏以来の我が国の一つの有力説、それ故多くの批判があった説、を連想させるものである。例えば、農村(正確には非特権的)工業、ヨーマン型農民層分解、徒弟制と前期的独占、非特権都市などである。しかしながら、それらはまた近年のイギリス経済史の成果とも共通する。すなわち、近世における、家族農業の衰退[Shaw-Taylor 2011 : 米山 (訳)]工業人口の増加[Shaw-Taylor and Wrigley 2006]工業化[Wrigley,1988] : 近藤 (訳)]都市化[Wrigley 2014]などの説である。ショー・テラもリグリもいずれもケンブリッジ・グループの代表的な一員であるが、彼らの説が同グループの説というわけではない。彼らと同様な 2 分論批判はクラークなど同グループ以外の研究者にもみられるからである[Clark,2000,pp.8-9]、[米山、2008、6 2 頁]参照。その一方で、ケンブリッジ・グループの中にはラスレットのような典型的な 2 分論の立場も有力であるからであり[Laslett,1983:川北ほか(訳)]、筆者も批判をしたことがある 米山[2008]24 頁も参照。

¹²⁵たとえば小農(ショー・テラの家族農業に相当)に関しては、イギリスでその解体(本稿で扱った社会規制手段としての世帯の機能も含めて)が進んだ時期に、日本では確立していったとみることができよう。Jones[1987]p.158 : 安元・脇村(共訳)170 頁。特に本稿で扱った都市への移動との関連では、出身農家の世帯内の地位に応じて、都市移民が帰郷する可能性に相違があったという興味深い事実も知られている Nagata[2001]pp.74-5。

¹²⁶象徴的には、徒弟制の近代と前近代の二分論にみられる。さらに一歩踏み込んで批判す

もちろん、本稿の考察だけから直ちにイングランド一般の議論はできない。しかし、基本的に本稿で利用した史料は他の都市でも利用可能であり、この結論の検証は可能であろう。またもとよりグロスタ自体についても、すでに言及したように〔(2) ①〕、「非登録徒弟」の市内での実在性に関する疑問も今後検討する必要があるだろう。既述の教会裁判記録の索引は、最近 P. クラーク教授により、グロスタ文書館に寄贈されて現在整理中とのことであり遠からず利用可能になるはずである。

補論

本稿の直接の対象ではないが、関連する二つの問題を補論として扱っておく

① 市内の人口

まず、当時の人口状況は、もとより不正確であるが、基本的にいくつかの標準的な推定基準や推定法がとられている。それらによって本論のいくつかの議論の基礎となるグロスタ市の人口の変化をここで見ておきたい。17 世紀前半に関しては、1603 年の教会員数から 4600 人、17 世紀中葉すぎに関しては 1672 年の炉税記録から 1100 世帯、約 5000 人、18 世紀初頭に関しては 1710 年の同時代記録から 4990 人という推定ができる¹²⁷。言い換えれば、17 世紀は基本的に人口が緩やかに増加し続けていたといえる。

次に、市内の自然増減をみるため、教区簿冊によって出生数と死亡数を見てみたい。残念ながらグロスタの教区簿冊の残存状態はあまり良いとは言えない。11 教区に関しては 17 世紀のかんりの年に関して出生と死亡の史料が残されているが、うち 5 教区は富裕教区で貧困教区は 1 教区 (St Aldate) のみである。しかも貧困教区は 17 世紀前半のみである。そこでここでは、最も史料状況の良い富裕教区 (St Nicholas) の 16 世紀後半以降 17 世紀の状況と貧困教区の 16 世紀後半から 17 世紀前半の状況を示すと、以下の参考図のようになる。

まず全体的増減をみると、17 世紀前半は、貧困教区でも富裕教区でも人口は自然減である。つまりこの間グロスタ市の人口は増加しているのであるから、外部から何らかの流入があったことは間違いない。さらに、貧困教区の場合のほうが人口減少が著しく、とくに 1604 年のような特定の年の減少が著しい。これ

れば、この批判の先にはロンドンにも「非登録徒弟」は存在したのではないか、という展望も描ける。

¹²⁷ Clark[1985a]pp.73,102.

は伝染病のためであることは他の都市でも同様であり¹²⁸、富裕教区でも同様であるが、危機死亡率¹²⁹を見るとやはり貧困教区のほうが大きく、その被害が大きかったことがわかる。つまり、移民一般ではなく、貧困教区に流入し、とくに市内滞在年数が短く伝染病に免疫が弱い奉公人や徒弟などの減少を埋める形で流入が多かったことがうかがえる。

17 世紀後半に関しても、市内の自然減が続いていたようである。おそらく他の多くの都市とはやや異なる特徴であろう。死亡率は依然高いが、17 世紀前半のような伝染病による極端な死亡数ではないことは確かである¹³⁰。いずれにせよ 17 世紀前半同様人口増があったわけであるから、流入人口があったと考えられるが、17 世紀前半のような貧困奉公人などの補填だけではなかったと考えられる。

もちろん、17 世紀には徒弟流入が続いていた。しかし 17 世紀前半と異なり、市外から徒弟流入は他の都市同様減少する一方であった¹³¹。また結婚による流入も検討しなくてはならないが、史料的には不十分であるが、既存のブリストルに関する研究と同様の手法を用いれば¹³²、人口の自然減を補填するには不十分であることがわかる。グロスタの教区簿冊には出身地の記載がないので、結婚許可状の分析によるしかない。ただし、この方法の結婚は、全階層を反映する結婚予告や下層を反映する内縁婚に対して、費用が掛かるため中層以上の状況を反映しているに過ぎない¹³³。またグロスタ州の場合には 17 世紀前半の記録がほとんど残されていない。こうした限定の下であるが、1630 年代の 1 年 9 か月で市外の女性が市内の男性と結婚した例が 6 件、逆に市外の男性が市内の女性と結婚した例が 9 件である。同様の数値を 1670 年で見るとそれぞれ 64 件と 48 件となり¹³⁴、期間の割合では男性は増えているが、女性は減少しており、これもまた自然減を補填するには不十分だったと思われる。

徒弟の流入後の残存率も流入人口には大きな影響を与える。伝統的に営業独占率ともっぱらみなして正市民数/徒弟に市内への残存率の意味をも与えたのは、Ben-amos[1991]の大きな貢献であったが、実際には、非登録と登録の区別が必要であり、さらに正市民の政治化という要素を考慮すればむしろ親方との比率を見るべきだと思われるが、いずれにせよ現時点では「非登録徒弟」の量的な

¹²⁸ 米山[2008] 87-88 頁。

¹²⁹ 危機死亡率については、中野[1995] 97 頁。

¹³⁰ 危機死亡率を見ると、17 世紀前半までは、危機水準とされる 3 を超える水準に達する年（1694 年 1704 年）があるのに対して、17 世紀後半では 1668 年の 2.1 が最高である。

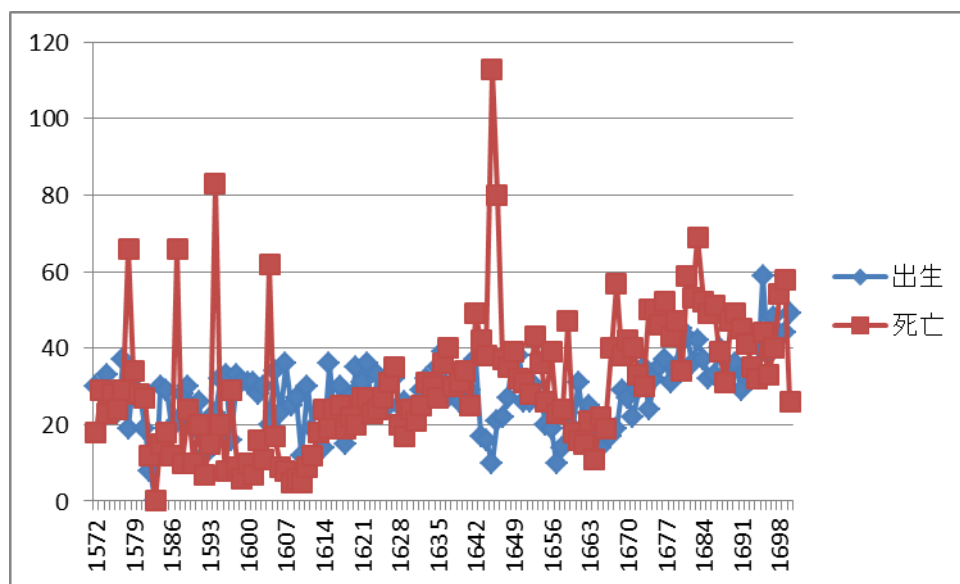
¹³¹ Brooks[1994] p.64 : 川島（訳）82 頁。

¹³² Holman[1979] pp.90-91.

¹³³ Gillis,[1985] pp.53,96 : 北本（訳）83 頁 152 頁。

¹³⁴ Frith[1954]

実態が不明であり、徒弟の残存率は数量的には示せないであろう。

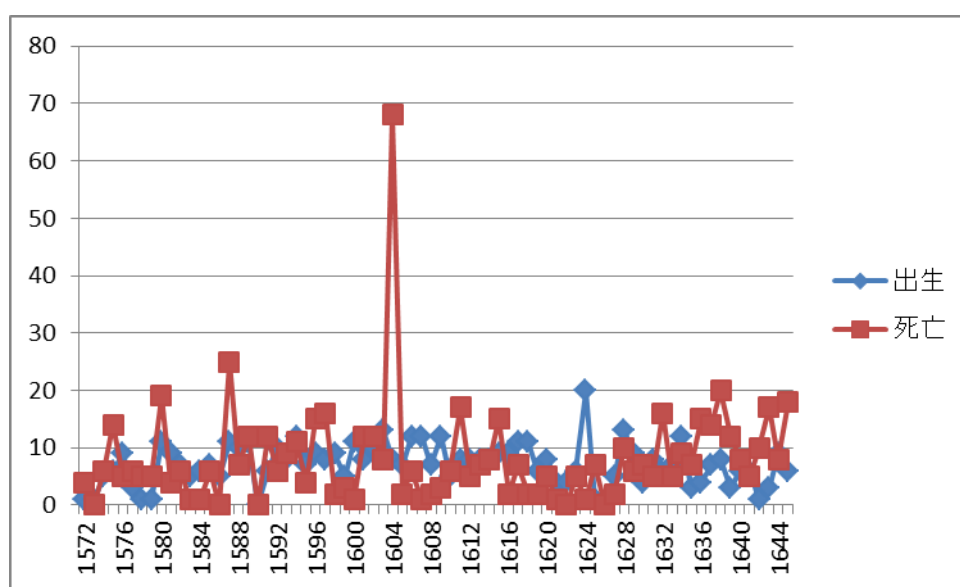


参考図1 16.17

16.7 世紀グロスタ富裕教区 (St Nicholas) の死亡数と出生数の推移

典拠：GRO, P154/15

*1645年のSt Nicholas教区の死亡数は、一見伝染病を想起させるものであるが、1643年の議会軍の包囲攻撃の際の死者と思われる。実際に兵士と付記されているものは6例だけであるが、大半は職業名が付記されているが民兵であろう。



参考図 2 17 世紀前半グロスタ市の貧困教区 (St Aldate) の死亡数と出生数の推移

典拠：GRO, P154/6

② 18 世紀の徒弟制

本稿では近世というとき 1710 年までを指し、実質 18 世紀前半を扱っていない。これは 1709 年に印紙税が制定されたことにともないグロスタ市の場合徒弟登録史料が 2 体系併存となり、基本史料の性格がそれまでと異なることによる。印紙税は 18 世紀初め多くの戦争遂行の軍事算の調達的手段として新たに制定された課税のうちのひとつで、親方徒弟契約のプレミアムに課税するもので、通常は親方が 6 か月ごとにロンドンに赴く地元の徴税官に納税し、その記録は現在 TNA に残されている¹³⁵。納税証明である印紙がない契約書は法的に無効とされたため、事実上あらたな徒弟登録簿が導入されたともいえる。したがって、都市の登録簿は不要になったように思えるが、実際にはかなりの齟齬が二つの登録簿の間にある。脱税など別としても、プレミアムを伴わない契約や教区徒弟（都市の登録徒弟には含まれる）などは印紙税の登録簿には残らない。その一方で、非常に高額なプレミアムを伴う契約や女子の契約などは、印紙税登録簿のみに残されている。

この問題の重要性は、おそらく地域差があると思われる。ロンドンのようにプレミアムが普及している場合や、商業などのプレミアムを伴うことが一般的だと思われる職業を扱う際には重視する必要があるかもしれない。しかし、グロスタのようにあまりプレミアムが普及していないとされている都市を扱う場合には慎重であらねばならない。

このこととは別に、グロスタ市の場合 19 世紀まで都市の徒弟登録は行われていたが、18 世紀半ばに関しては (1742 年から 1764 年まで) 記録が失われているという問題がある。そのため刊行史料集ではこの間を付録として印紙税登録簿の転写を掲載しているが、利用には少なくとも以上のような点の留保が必要となる。

詳細な点に関して多くの留保点があるとおもわれるが、さしあたり全体として、両登録簿が利用できる 1710 年から 1742 年に関して比較すれば以下の参考表のように対比できる。これらの表から以下の 3 点が指摘できる。

¹³⁵ 詳細は、Barlow[2011];Brooks[1994]p.66;川島 (訳) 85 頁。

- 1 総登録数が大きく異なり都市の登録記録は印紙税に基づく登録記録の10倍近くである。
- 2 職業も相違し、プレミアムが一般化していたとみられる商人など富裕層に印紙税登録記録は偏っている。
- 3 プレミアムの職業別平均額は大きな差があり、商人が職人に比してかなり高額である。

以上の事実から、本文で問題になった論点に関しては、以下の2点を指摘したい。

A 原理的には都市登録簿に掲載されない徒弟という意味では、印紙税登録簿のみに掲載された徒弟は「非登録徒弟」ということになる。しかし、都市登録簿の非掲載の理由が、本稿で扱った17世紀の「非登録徒弟」とは異なると考えられるので、本稿では対象外とした

B 最近、プレミアムは徒弟にとって大きな参入障壁ではなかったという議論がワリスによって印紙税登録簿を基礎に主張され、¹³⁶本稿では批判した徒弟制による社会流動化促進論が補強されている。しかし広範な層にまでプレミアムが広がっているロンドンとは異なり富裕層のみにプレミアムが普及しているグロスタのような地方都市ではワリスの主張は区別して論ずる必要があるだろう。

参考表 1 都市徒弟登録簿と印紙税徒弟登録簿

典拠：Barlow[2011]およびThe National Archives[TNA]IR1/41-49 Stamp Tax Indentures,1710-1742より作成。

注：印紙税登録簿におけるグロスタとは納税した親方の住所がグロスタ市のもの。

¹³⁶ Minns and Wallis[2013]

18世紀前半(1710-1742) グロスタ市で登録された徒弟の職業				18世紀前半(1710-1742) 印紙税登録簿のグロスタ*の徒弟の職業			
cordwainer	153	baker	2	Barber surgeon	16		
pinmaker	129	barber & periwig maker	2	Gentleman	13		
baker	81	butcher]	2	Cordwainer	12		
tailor	80	clockmaker	2	Baker	11		
barber surgeon	51	comb maker	2	Tailor	10		
joiner	40	cooper]	2	Grocer	8		
butcher	39	cordwainer of Maisemore	2	Butcher	6		
cooper	31	dyer	2	Not mentioned	6		
apothecary	24	gent	2	Barber	5		
grocer	24	gentleman & alderman	2	Joiner	5		
weaver	24	painter	2	Weaver	5		
mercier	23	pinmaker	2	Cooper	4		
carpenter	22	saddler	2	Woolcomber	4		
blacksmith	20	sculptor	2	Apothecary	3		
bricklayer	20	staymaker	2	Carpenter	3		
glover	18	surgeon & apothecary	2	Attorney	2		
farrier	11	whitesmith	2	Blacksmith	2		
feltmaker	11	apothecary & surgeon	1	Fisher	2		
tanner	9	apothecary	1	Glover	2		
cordwainer	8	barber & peruke maker	1	Mercer	2		
ironmonger	8	barber surgeon?	1	Merchant	2		
saddler	8	barber surgeon	1	Pinmaker	2		
tiler & plasterer	8	basket maker	1	Widow	2		
wool comber	8	bell founder	1	Bookbinder	1		
barber	7	blacksmith & farrier	1	Bookseller	1		
gardener	7	blacksmith of Walford, Heref	1	Cork cutter	1		
pipe maker	7	bricklayer	1	Currier	1		
serge weaver	7	cardmaker	1	Cutler	1		
currier	6	carpenter & joiner	1	Druggistmaker	1		
cutler	6	carver	1	Druggist	1		
glazier	5	clothier	1	Farrier	1		
brazier	4	collar maker	1	Farrier & smith	1		
button maker	4	cooper & tobacconist	1	Fishmonger	1		
cork cutter	4	corn chandler	1	Gunsmith	1		
feltmaker	4	crape weaver	1	Haberdasher of Hats	1		
gunsmith	4	dyer	1	Ironmonger	1		
plumber	4	fellmonger	1	Mantumaker	1		
distiller	3	gentleman	1	Penmaker	1		
distiller & maltster	3	glover	1	Pistor	1		
grocer & chandler	3	goldsmith	1	Plumber	1		
heelmaker	3	grocer & tallow chandler	1	Sadler	1		
innholder	3	grocer and chandler	1	Scissorsmith	1		
mercier	3	grocer]	1	Sempstress	1		
plasterer	3	haberdasher of hats	1	Shoemaker	1		
plumber & glazier	3	hatter	1	Surgeon	1		
wiredrawer	3	hosier	1	Total	149		
		joiner & carpenter	1				
		linen draper	1				
		millwright	1				
		pin merchant	1				
		pinner	1				
		shagmaker	1				
		shoemaker	1				
		silversmith	1				
		skinner	1				
		smith & farrier	1				
		tailor	1				
		tinman	1				
		tobacco pipe maker	1				
		tobacconist	1				
		trade	1				
		turner & plasterer	1				
		upholsterer	1				
		waterman	1				
		white wire drawer	1				
		woolstapler	1				
		yeoman	1				
		unstated	6				
		Total	1036				

職業	平均プレミアム額(£)
Attorney	115.0
Gentleman	87.6
Surgeon	80.0
Merchant	72.0
Haberdasher of Hats	46.0
Apothecary	40.0
Druggist	40.0
Ironmonger	40.0
Grocer	33.2
Sempstress	30.0
Bookseller	25.0
Druggemaker	20.0
Mercer	20.0
Sadler	14.0
Barber	13.4
Cutler	12.0
Mantumaker	12.0
Scissorsmith	12.0
Widow	11.5
Not mentioned	11.3
Barber surgeon	10.9
Baker	10.5
Cork cutter	10.0
Currier	10.0
Fisher	10.0
Gunsmith	10.0
Pistor	10.0
Fishmonger	8.0
Joiner	7.8
Cordwainer	7.1
Tailor	6.6
Butcher	6.0
Farrier & smith	6.0
Shoemaker	6.0
Woolcomber	6.0
Cooper	5.5
Blacksmith	5.0
Plumber	5.0
Farrier	4.0
Penmaker	4.0
Carpenter	3.7
Weaver	3.3
Bookbinder	3.0
Glover	2.8
Pinmaker	1.6
Total	21.0

引用史料・文献リスト

[A] Manuscripts Sources

The National Archives[TNA]

IR1/41-49 Stamp Tax Indentures,1710-1742

Gloucestershire County Record Office[GBR]

Inventories

ref. *1712/124*	1712	William King Inventory
ref *1694/79*	1694	Thomas Stephens Inventory
ref *1682/7*	1682	Albert Badger

Lists of Common Councillors before 1686 - ref*GBR/B3/3*

Common Councillors Lists1685-1720 - ref*GBR B3/6-9

*Parishes registers

Gloucester,Flaxley - ref* P145*

Gloucester,Shurdington - ref *P292*

Gloucester,Churchdown - ref * P84*

Gloucester,Down Hatherley - ref *P167*

Gloucester,St Aldates - ref* P154/6*

Gloucester,St Catherine's - ref *P154/*7

Gloucester,St John's - ref *P154/9*

Gloucester,St Mary de Crypt - ref* P154/11*

Gloucester,St Mary de Lode - ref* P154/12*

Gloucester,St Michaels - ref *P154/14*

Gloucester,St Nicholas - ref *P154/15*

Gloucester,The Cathedral - ref *P154/2*

Gloucester,Holy Trinity - ref *P154/4*

Flaxley - ref* P145*

Shurdington - ref *P292*

Churchdown - ref * P84*
Down Hatherley - ref *P167*

Parish Apprenticeship Indentures.
GRO P220 ov 4/1 Mitcheldean
GBR P154/11 ov4/2 Gloucester, St Mary de Crypt Apprenticeship Indentures.
GBR P154/11 ov4/1 Gloucester, St Michael Apprenticeship Indentures
GBR P154/11 ov4/2 Gloucester, St Mary de Crypt Apprenticeship Indentures.
GBR P154/14 ch4/54 Indenture of George Bird

[B] Printed Sources ,Secondary Works

- Amussen, S.D., [1985] 'Gender, Family and the Social Order, 1560-1725',
A. Fletcher and J. Stevenson (eds.), *Order and Disorder in Early Modern England*, Cambridge U.P.
- Archer, I.W., [1995] *The Pursuit of Stability, Social Relation in Elizabethan London*, Cambridge U.P.
- Barlow, J., (ed.), [2001] A Calendar of the Registers of Apprentices of the City of Gloucester 1598-1700' Gloucestershire Record Series, Vol.14, The Bristol and Gloucestershire Archaeological Society.
- Barlow, J., (ed.), [2011] A Calendar of the Registers of Apprentices of the City of Gloucester 1700-1834' Gloucestershire Record Series, Vol.25, The Bristol and Gloucestershire Archaeological Society.
- Beir, A.L., [1985] *Masterless Men: The Vagrancy Problem in England 1560-1640*, Methuen : 佐藤清隆(訳) [1997] 『浮浪者たちの世界』 同文館。
- Ben-Amos, I.K., [1991]. Failure to become Freeman Urban Apprentices in early Modern England, *Social History*, 16-2.
- Brooks, C., [1994] 'Apprenticeship, Social Mobility and Middling Sort, 1550-1800', Barry, J., and C. Brooks, (ed.), *The Middling Sort of People, Culture, Society and Politics in England, 1550-1800*, Macmillan: 川島昭夫(訳) 「徒弟制度, 社会的流動性, 中流層、1550-1800」 山本正(監訳) [1998]. 『イギリスのミドリングソート』 昭和堂。
- Brooks, C., [2008] *Law, Politics and Society in early modern England*, Cambridge U.P.
- Clark, P., [1979a] 'Migration in England during the Late Seventeenth and Early Eighteenth Centuries', *Past and Present*, LXXXIII.

- Clark,P.,[1979b]'The Ramoth-Gilead of the Good':Urban Change and Political Radicalism at Gloucester 1540-1640',Hurstfield,J. and Clark,P., *The English Common wealth,1547-1640*.Leicester U.P.
- Clark.P.[1985a]' Early Modern Gloucester, 1547-1720.' N. M. Herbert (ed.), *The Victoria History of the County of Gloucester, Vol. IV*, Oxford U.P.
- Clark,P.,[1985b]'The Civic Leaders of Gloucester 1580-1800',P.Clark,(ed.),*The Transformation of English Provincial Towns1600-1800*,Huchison.
- Clark,P.,[2000]*British Clubs and Societies 1580-1800:Origins of an Associational World*,Oxford U.P.
- Clark,P.& P.Slack,[1976]*English Towns in Transition 1500-1700*,Oxford U.P.:酒田利夫 (訳) [1989].『変貌するイングランド都市1500-1700 都市のタイプとダイナミックス』三嶺書房。
- Corfield,P.[1982]*The Impact of English Towns 1700-1800*,Oxford U.P.坂巻清, 松塚俊三(共訳)[1989]『イギリス都市の衝撃：1700-1800年』三嶺書房, 1989"
- Cox,Nigel,[2005]Gloucester Folk Museum and the mechanisation of the pin industry, *Gloucestershire Society for Industorial Archaeolgycal Journal*.
- Crafts,N.F.R.,[1985] *British Economic Growth during the Industrial Revolution*,Clarendon Press.
- Dunlop,O.J.,& R.D.Denman, [1912] *English Apprenticeship & Child Labour, A History*,Macmillan.
- Epstein, S. R.[1998] ' Craft Guilds, Apprenticeship, and Technological Change in Preindustrial Europe.' *Journal of Economic History*, 58-3 .
- Epstein, S. R. [2008]' Craft Guilds in the Pre-modern Economy: A Discussion.' *Economic History Review*, 61-1 .
- Frith,B.[1954] Gloucestershire Marriage Allegations1637-1680,*Bristol and Gloucestershire Archaeological Society Record Section*,Vol II.
- 藤田貞一郎[1981] 『近代日本同業組合史論序説』国際連合大学。
- Galley,Chris,[1998]*The Demography of Early Modern Towns, York in the Sixteenth and Seventeenth Centuries*,Liverpool U.P.
- Gillis,John R., [1985] *For Better,For Worse British Marrages 1600 to the Present*,Oxford U.P.:北本正章 (訳) [2006].『結婚観の歴史人類学——近代イギリス・1600年—現代——』勁草書房。
- Harding, V.,[2000]'Reformation and Culture 1540-1700',Clark,P.(ed.),*The Cambridge Urban History of Britain*,CambridgeU.P.

- Holman, J.R., [1979] 'Apprenticeship as a Factor in Migration: Bristol 1675 – 1726', *Bristol & Gloucestershire Archaeological Society Transactions*, XCVII.
- Humphries, J., [2003] 'English Apprenticeship: A Neglected Factor in the First Industrial Revolution', P.A. David and M. Thomas (eds.), *The Economic Future in historical Perspective*, Oxford U.P.
- Hill, C., [1964] *Society and Puritanism in Pre-Revolutionary England*, Secker & Warburg.
- Jones, E.L., [1981; 1987] *The European Miracle: Environments, economics and geopolitics in the history of Europe and Asia*, Cambridge U.P.; 安元稔・脇村孝平（共訳）[2000]『ヨーロッパの奇跡—環境・経済・地政の比較史』名古屋大学出版会。
- Jurica, John [1991] *A Calendar of the Registers of the Freemen of the City of Gloucester 1648-1838*, The Bristol and Gloucestershire Archaeological Society, Gloucester record series, 4.
- 小西恵美 [2015]『長い18世紀イギリスの都市化—成熟する地方都市キングス・リン—』日本経済評論社。
- Kussmaul, A., [1981]. *Servants in Husbandry in early Modern England*, Cambridge U.P.
- 川名洋 [2010]『イギリス近世都市の「公式」と「非公式」』創文社。
- 唐澤 達之 [1998]『イギリス近世都市の研究』三嶺書房。
- 唐澤 達之 [2010]「ヨーロッパ・ギルド史研究の一動向: オーグルヴィとエプスタインの論争を中心に」『産業研究』45(2),
- Laslett, P., [1965; 1971; 1983] *The World We Have Lost*, Methuen; 川北稔, 指昭博, 山本正（共訳）[1986].『われら失いし世界』三嶺書房。
- MacCaffrey, W.T. [1975] *Exeter, 1540-1640*, Harvard U.P. 2nd ed.
- Merson, A.L., [1968] 'Introduction: A Calendar of Southampton Apprenticeship Registers, 1609-1740', *Southampton Records Series*, XII.
- Miller, J., [2007] *Cities Divided, Politics and Religion in English Provincial Towns 1660-1722*, Oxford, U.P.
- Minns, C., and P. Wallis, [2009] 'Rules and Reality: Quantifying the Practice of Apprenticeship in Early Modern Europe', *LSE Economic History Department Working Papers*, 118/09.
- Minns, C., and P. Wallis [2011] 'Rules and Reality: Quantifying the Practice of Apprenticeship in Early Modern England.' *Economic History Review*, 62-2.

- Minns,C.,andP.Wallis, [2013] The Price of Human Capital in a pre-industrial Economy:Premiums and apprenticeship contracts in 18th century England',*Explorations in Economic Histry*,50.
- 宮本又次[1977]「株仲間とその変遷・解体」宮本又次（編）『江戸時代の企業者活動』日本経済新聞社。
- Nagata,M.L., [2011] Labour migration,family and community in early modern Japan', Pmera Sharpe(ed.), *Women, Gender and Labour Migration, Historical and global perspectives*,Routledge.
- 中野忠[1995]『イギリス近世都市の展開―社会経済史的研究―』創文社。
- 中野忠 [2004] 「王政復古期のロンドン市民―市民登録簿 1668／69 年をてがかりに」イギリス都市・農村共同体研究会／東北大学経済史・経営史研究会(編)『イギリス都市史研究』日本経済評論社、49 - 74 頁。
- 中野忠, 小西恵美、山本千映 [2003] 「17 世紀末イギリスの課税記録」『早稲田社会科学総合研究』三, 3。
- Ogilvie,S.C.,[2004]'Guilds, Efficiency ,and Social Capital:Evidence from German Proto=Industry',*Economic History Review*,Vol.57,No.2.
- Pelling,M.,[1998]*The Common Lot:Sickness,Medical Occupations and the Urban Poor in Early Modern England*,Longman.
- Pound,J. F. [1974]Government and Society Tudor and Stuart Norwich, 1525-1675',Ph.D.Thesis,University of Leicester.
- Rollinson,D.,[1989]The Intesification of Comuunuty,Society,and Economy in Seventeenth and Eighteenth Century Gloucestershire,University of New South Wales PhD thesis.
- Rosen,A.,[1975]Economic and Social Aspects of the History of Winchester' 1520-1670',University of Oxford PhD thesis.
- 坂巻 清[1987]『イギリス・ギルド崩壊史の研究 ・ 都市史の底流 』有斐閣。
- Shaw-Taylor,L.,[2011] ‘The Rise of Agrarian Capitalism and the Decline of family farming in England’ ,*Economic History Review*.Vol.65,No.1:米山秀(訳)「イングラントにおける農業資本主義の興隆と家族農業の衰退」『研究論叢(首都大 OU)』第 7 号。
- Shaw-Taylor,L.,andE.A.Wrigley[2006]The Occupational Structure of England c.1750-1871,A Preliminary Report',XIV,International Economic History Congress,Helsinki.
- 重富公生[1999]『イギリス議会エンクロージャーの研究』勁草書房。
- Slack,P.,[1974]'Vagrants and Vagrancy in England 1598-1664' ,*Economic History Review*,2nd ser.,XXII.

- Smith,A.,[1776/1937] *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of the Nations*,Random House : 水田洋 (監訳) 杉山忠平(訳) [2000-1]. 『国富論』 岩波書店。
- Smith,J.(compiled),[1902]*Men and Armour for Gloucestershire in1608*, Philimore.
- Smith,S.D.,[2006]‘Inexorable Decline or Succesful Adaptation ?The York Merchant Taylors' Company,1662-1776’,R.B.Dobson and D.M.Smith,*The Merchant Taylors York,a history of the craft and company from the fourteenth to twentieth centuries*,University of York.
- Snell,K.D.M.,[1985]*Annals of the Labouring Poor:Social Change and Agrarian England,1660-1900*, Cambridge U.P.
- Stone,L.,[1979]*The Family ,Sex and Marriage inEngland 1500-1800*,abridged and revised edition,Perican Books:北本正章 (訳) [1991] 『家族・性・結婚の社会史 1500 年ー1800 年イギリス』 勁草書房。
- Sweet,R.,[1999]*The English Town 1680-1840*,Pearson.
- Thirsk,J.,[1967]‘The Farming Regions of England ’,J.Thirsk,(ed.),[1967]. *The Agrarian History of England and Wales*,IV,Cambridge U.P.
- Thirsk,J.,[1978]*Economic Policy and Projects,The Development of a Consumer Society in Early Modern England*,ClarendonPress:三好 洋子 (訳) [1984]. 『消費社会の誕生,近世イギリスの新企業』 東大出版。
- 鵜川馨、[1991]「17 世紀後半のグロスタアの市政--1672 年のグロスタア市の勅許状--」 比較都市史研究会(編) 『都市と共同体(下)』 名著出版。
- Walker, W. [1985] ‘The extent of the guild control of trade in England, c. 1660–1820: A study based on a sample of provincial towns and London companies’, unpublished Ph.D. thesis, Cambridge University.
- Wallis,P.,[2008]Apprenticeship and Trading in Premodern England',*Journal of Economic History*,68-3(September,2008)
- Wallis,P. [2012].,‘Labor, Law, and Training in Early Modern London: Apprenticeship and the City’s Institutions’, *Journal of British Studies*, Vol. 51, No. 4.
- Willcox,William Bradford[1940]*Gloucstershire a Study in Local Government 1590-1640*,Yale University Press.
- Wrightson,K., [1982/2003]*English Society 1580-1680*, Hutchinson ; 中野 忠 (訳) [1991] 『イギリス社会史--1580--1680--』 リブレポート。

- Wrigley,E.A.,[1988] *Continuity ,Chance and Change:The Character of the Industrial Revolution in England*,Cambridge U.P.近藤正臣(訳)[1991] 『エネルギーと産業革命ー連続性・偶然・変化』 同文館。
- 'Wrigley, E. A., [2014] 'Urban growth in early-modern England: food, fuel and transport', *Past and Present*, 225
- Shaw-Taylor,L.'The Occupational Structure of England and Wales c.1379 to c.1725'.
- 安元稔 [1982] 『イギリス人口と経済発展』 ミネルヴァ書房。
- 米山 秀,[1981] 「‘Cloth Acts’ の一考察--毛織物生産に関する法律（1558 年）をめぐって--」 『社会経済史学』 四七,3。
- 米山秀[2008] 『近世イギリス家族史』 ミネルヴァ書房。
- Yoneyama,M. [2010] 'Who could become Freeman? Non-enrolled Apprentices in Early Modern English Provincial Towns',*Research Paper Series*(Graduate School of Social Sciences,Tokyo Metropolitan University) ,No75,(pp.1-32).
- 米山秀 [2013] 「グロスタ兵役簿(1608 年)における年齢記載の信頼性ーライフサイクル奉公制論の検証のためにー」 『研究論叢(首都大OU)』 第 8 号。
- 米山秀 [2014a] 「徒弟制と市民権の変質——近世イングランド西部の都市の事例——(例会報告)」 『比較都市史研究』 第 33 巻第 1 号。
- 米山秀 [2014b] 「ギルドの衰退と独占ー」 首都大学東京、OU、ワーキングペーパー (No.ECN-01-2014-09)
- 米山秀 [2014c] 「第 12 回国際都市史学会(ヨーロッパ都市史協会)に参加して(学会紹介)」 『 比較都市史研究』 第 33 巻第 2 号。
- Yoneyama,M.[2015] The decline of the guilds and their monopoly in English provincial towns. Proceedings of EAUH 2014